

通勤手当の認定事務について 〈実務マニュアル〉

平成22年4月

高知県教育委員会教育政策課

目 次

1	通勤届の事務処理フロー	1
2	通勤手当制度の概要	2
3	認定事務に関する留意事項	4
4	通勤届記入事項チェックシート	5
5	通勤届（確認が必要な記入事項の説明記載）	6
6	交通用具利用者の通勤距離測定表（注意点等記載・強調）	7
7	通勤手当決定（改定）書	8
8	一般に利用しうる最短と思われる経路の例	10
9	通勤届認定事例	
記載例 1	バス利用の場合	11
記載例 2	電車利用の場合	14
記載例 3	電車・バス併用の場合	19
記載例 4	交通用具と公共交通機関の併用の場合	23
記載例 5	交通用具・高速道路利用の場合（距離要件）	27
記載例 6	記載例 5 の変更・運賃等負担額の変更	31
記載例 7	交通用具・高速道路利用の場合（時間要件）	35
記載例 8	記載例 1 の住所変更・バス＋自転車利用の場合	40
記載例 9	支給要件の喪失	44
記載例10	一般に利用しうる最短経路がある場合	47
記載例11	駐車場が勤務公署と離れている場合	51
記載例12	駐車場が勤務公署と離れている場合（長期社会体験研修）	55
記載例13	往路と帰路が異なる場合	59
10	車種区分表	63

通勤届の事務処理フロー

【職 員】	届の記載・提出		チェックシート
	届	通勤距離測定表	

職員は写をとって保管

届(写)

【学 校】	確認→受理（受付印）→審査→認定		
	届	通勤距離測定表	通勤手当決定（改定）書
			チェックシート

通勤手当決定（改定）書

決裁用と別にもう1部作成し、校長印（公印）を押印して職員本人に交付する

届の写と、認定済（本人交付用）の通勤手当決定（改定）書の写を市町村教委に提出する

【職 員】	決定書受取
	通勤手当決定（改定）書

職員保管

（届（写）
通勤手当決定（改定）書）

【市町村教委】	受付（受付印）
	届（写） 通勤手当決定（改定）書（写）

【県 教 委】	給与システム入力
	届（写） 通勤手当決定（改定）書（写） 入力帳票（通勤手当登録確認票）

【市町村教委】	学校へ※市町村では保管の必要がありません
	通勤手当決定（改定）書（写） 入力帳票（通勤手当登録確認票）

【学 校】	通勤手当決定（改定）書（写） 入力帳票（通勤手当登録確認票）
-------	-----------------------------------

学校保管 （◎は県教委からの送付分）

（届
通勤距離測定表
チェックシート
通勤手当決定（改定）書<決裁済み原本>
◎通勤手当決定（改定）書<交付分写>
◎入力帳票

※期限付職員の場合は入力帳票はありません

通勤手当制度の概要

1 基本的事項

	交通機関の利用者	交通用具利用者	交通機関・用具併用者
支給範囲	①徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること。 ②交通機関等の利用を常例とすること。 ③運賃等の負担を常例とすること。	②自動車等の使用を常例とすること。	②交通機関等と自動車等の併用を常例とすること。 ③運賃等の負担を常例とすること。
手当算出の基準	①最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路・方法による。(職員が届出した通勤経路・方法とは必ずしも一致しない。) ②正当な事由のある場合を除き、往路と復路は同一の経路・方法による。 ③種類の異なる2以上の交通機関等を乗り継ぐ場合、住居又は勤務公署から通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用する交通機関等は原則として算出基礎としない。	一般に利用し得る最短の経路の長さによる。(職員が届出した通勤経路とは必ずしも一致しない。) 注：高速道路利用に係る加算額を認定する場合は、高速道路の利用距離による。ただし、片道のみ利用の場合は、往路及び復路の平均値による。	利用する交通機関等の距離が、通常徒歩によることを例とする距離以上であり、かつ、自動車等の使用距離が片道2km以上のものは、左の「交通機関」と「交通用具」の欄に掲げる基準により算出する。
支給単位期間	①定期券の利用が最も経済的かつ合理的な場合 発行されている定期券の最も長い通用期間に相当する期間（ただし、6箇月の定期券が発行されている場合で、職員が6箇月定期券を利用しない場合は3箇月） ※「ですか」の場合 ②回数券等の利用が最も経済的かつ合理的な場合 1 箇月	1 箇月	左の「交通機関」と「交通用具」の欄に掲げる考え方による。
	○支給単位期間の特例 次の支給単位期間が始まる前に、当該支給単位期間の中途において、定年退職その他の離職、長期研修、産前産後休暇、育児休業等により、返納が生ずることが明らかな場合には、返納が生じないよう次の支給単位期間を調整し設定することができる。(期限付き講師の適用例・・・P14 記載例2 参照) ○支給単位期間の開始 支給単位期間が開始される月は、次のとおり。なお、休職等（休職、専従、派遣、育児休業又は停職。以下同じ。）の場合は、次の②および③のとおり、その開始が月の初日か月の中途であるかにより取扱いが異なるので、注意を要する。 ① 届出による場合 通勤手当の支給が開始される月又は通勤手当の額が改定される月 ② 月の中途から2以上の月にわたって休職等となった者が復職等した場合 復職等をした日の属する月の翌月（復職等した日が月の初日である場合は、その日の属する月） ③ 休職等又は出張、休暇、欠勤等により、月の初日から末日まで全日数にわたって勤務しないこととなった者が再び勤務することとなった場合（②に該当する休職等から復職等をしないで引き続く場合を除く。） 再び勤務することとなった日の属する月		

2 特別急行列車・高速道路等の利用

(1) 制度の内容

(2)の支給要件を全て満たした場合に、通勤に要する特別料金・通行料金等の額の2分の1に相当する額（2万円を上限とする。）を別途支給。

(2) 支給要件

その利用に係る特別料金・通行料金等を負担することを常例としている場合で、次の①及び②のいずれの要件も満たしていること。

① 特別急行列車・高速道路等を利用せずに通勤するものとした場合の通勤距離が「40km以上」又は通勤時間が「概ね80分以上」であること。

② 特別急行列車・高速道等を利用することにより、通勤時間が「30分以上」短縮すること。

※「高速道路を20km以上利用する場合」及び「南国IC～伊野IC間」又は「高知IC～土佐IC間」を利用する場合は、30分の短縮効果があったものとみなすこととしている。

(3) 算出の基準

運賃・通行料金等、時間、距離等の事情に照らして最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法により算出する。

なお、E T C利用者に係る高速道路の通行料金については、E T Cマイレージサービス 10,000 円分（10,500 円分利用可）の割引率（20/21）を適用して算出する。

(4) 片道利用の場合の取り扱い

交通事情に照らして片道のみを利用している職員も特別料金等の加算対象とし、加算限度額は往復利用の場合の 2 分の 1 とする。（限度額 10,000 円）

(5) E T C通勤割引利用者の算出基準

E T C通勤割引（午前 6 時～午前 9 時、午後 5 時～午後 8 時の間の E T C利用者に対する高速道路の通勤料金の割引制度）の利用を常例とする職員の認定額の基礎となる片道料金の額は、割引後の額とし、次の式により算出する。

○「E T C通勤割引による片道料金」× 2（往復）× 21 日× 20/21（割引率）

※E T C通勤割引による片道料金は、通常料金の 2 分の 1 の額を 50 円単位で端数処理した額（1 円～24 円＝0 円、25 円～74 円＝50 円、75 円～99 円＝100 円）となる。

（例：通常の片道料金 650 円の場合・・・650 円× 1/2＝325 円 → 350 円）

3 通勤手当の額

(1) 交通機関等の利用者

認定事務の手引き 4 ページ参照

(2) 交通用具使用者

通勤距離（片道）		手当額	通勤距離（片道）		手当額
2 km 以上	5 km 未満	3,300 円	35 km 以上	40 km 未満	22,000 円
5 km 以上	6 km 未満	4,300 円	40 km 以上	45 km 未満	24,800 円
6 km 以上	10 km 未満	5,600 円	45 km 以上	50 km 未満	27,200 円
10 km 以上	15 km 未満	8,000 円	50 km 以上	55 km 未満	29,600 円
15 km 以上	20 km 未満	10,700 円	55 km 以上	60 km 未満	32,000 円
20 km 以上	25 km 未満	13,500 円	60 km 以上	65 km 未満	34,400 円
25 km 以上	30 km 未満	16,300 円	65 km 以上		36,800 円
30 km 以上	35 km 未満	19,200 円			

4 支給の始期、終期及び支給額の改定

(1) 新たに要件を具備した場合

事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始する。
ただし、届出が事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始する。

(2) 支給額の改定の場合

支給額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。

ただし、支給額の増額改定の場合で、届出が事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。

(3) 離職若しくは死亡した場合又は要件を欠くに至った場合

その事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって支給は終わる。

5 その他

(1) 採用又は異動の場合の取扱い（認定事務の手引き P 8～P 9 参照）

採用又は異動直後に在勤する公署への勤務を開始すべき日に要件を具備するときは、当該採用又は異動の発令日を要件が具備されるに至った日として取り扱う。

※採用者又は異動前の公署において要件を具備していなかった職員の場合には、「支給の開始」となる。

※異動前の公署において要件を具備していた職員の場合には、「支給額の改定」となる。

通勤手当認定事務に関する留意事項

平成20年3月以前の届出の中で誤りが見られた事例から、特に留意していただきたい事項をまとめました。適正な事務処理をお願いします。

○交通用具利用者の最短経路の確認

- ・ 通勤届には、通勤の実情（届出者が通常利用する経路についての通勤距離及び所要時間）を記入しますが、通勤手当の認定は「一般に利用しうる最短経路」で行います。通常の経路以外に「一般に利用しうる最短経路」がないかどうかを必ず確認してください。

住居から公署までの経路を、道路地図をたどって確認することが大切です。通常の通勤経路を確認するとともに、その経路以外に「一般に利用しうる最短経路」と思われる経路があれば、その経路についても往復の距離を計測させ、「一般に利用しうる最短経路」を確認してください。

○届出理由と事実発生日

- ・ 通勤届記入事項チェックシートにより、記載内容がフロー図と合致したものとなっていること。
- ・ 月の初日が週休日等の場合の取扱いについては、諸手当認定事務の手引き P.9 を参照。

○通勤経路の略図

- ・ 略図を見て、道路地図上で経路を特定できるだけの情報が記入されていること。
- ・ 通常の通勤経路は赤線で表示し、通常の通勤経路以外に一般に利用しうる最短と思われる経路がある場合は、当該経路を青線で表示すること。

○通勤距離測定表

- ・ 往路復路それぞれを測定し、記入されていること。
- ・ 100m単位まで測定し、記入されていること。
- ・ トリップメーターの表示距離の差し引きがあっていること。
- ・ 平均距離は100m未満切捨てされていること。

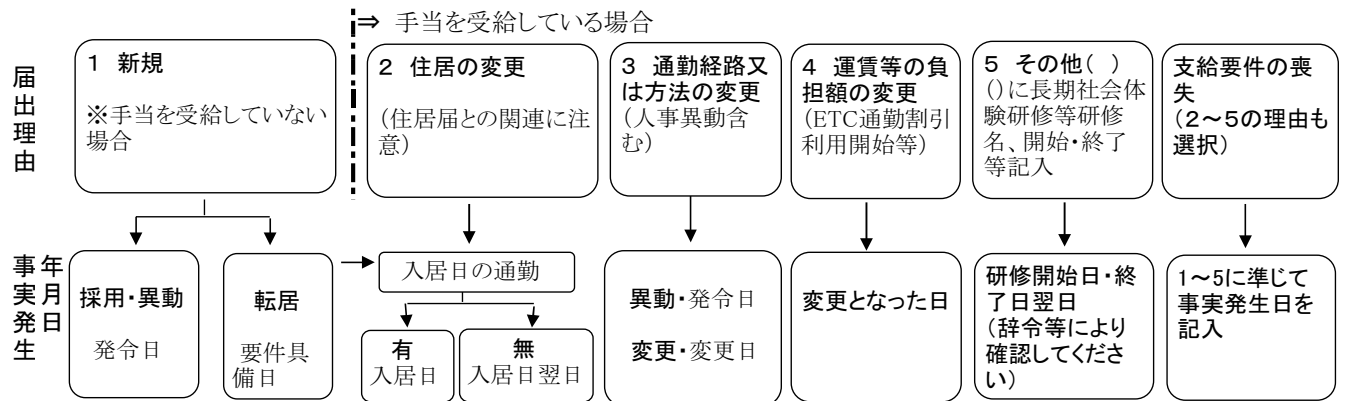
○決定書の記入

- ・ 通常の経路以外に「一般に利用しうる最短経路」がある場合は、当該経路の距離により認定し、記入すること。
- ・ 新規認定・増額改定の場合と、同額・減額改定の場合とでは、受理日によって支給の始期が違ってくるがあるので注意すること。

通勤届記入事項チェックシート

(○届出者・事務担当者チェック項目。◎は事務担当者のみ)

- 勤務公署 ☐ 研修等で学校と異なる場合は、その名称も併記しているか
- 所在地 ☐ 研修等で学校と異なる場合は、その所在地が記入されているか
- 住居 ☐ 集合住宅の場合は、その名称も記入されているか
- 職員番号 ☐ 記入されているか(個人を特定するために必要。臨時教職員も同様)
- 申請者氏名・押印 ☐ 押印されているか
- 届出理由・事実発生日 ☐ 記載内容が次のフロー図に合致したものとなっているか



- 届出年月日 ☐ 所属に提出した日(申請者記入)
- 通勤経路及び方法等(記載例参照)
 - 距離 ☐ 小数点第1位(100m単位)まで記入されているか
 - 総通勤距離 ☐ 片道の距離が小数点第1位まで記入されているか
 - 総所要時間 ☐ 片道の所要時間が記入されているか
 - 高速自動車国道利用の場合 ☐ ETC利用の場合は乗車券等の種類欄にその旨が記入されているか
☐ 備考欄に車種(普通車・軽自動車等)が記入されているか
 - 公共交通機関利用の場合 ☐ 回数券・定期券(1ヶ月・3ヶ月等)・ですかの別が乗車券の種類欄に記入されているか
☐ 交通機関名が備考欄に記入されているか

○ 通勤経路の略図(記載例で確認・鉛筆書き不可)

※ 学校では、予備知識のない者に対する自宅への案内図として使用できるかといった視点で確認してください。

- 方位(上が北) ☐ やむを得ず異なる場合は方位が記入されているか
- 自宅 ☐ 公共施設・バス停・神社・店舗など周辺の日印となるものが記入されているか
- 路線名 ☐ 国道○号線・県道△号線・□広域農道等記入されているか
- 分岐点 ☐ 公共施設・バス停・店舗など日印となるものが記入されているか
- 情報 ☐ 一方通行(通勤時間帯のみ制限含む)等通勤経路の情報が記入されているか

- ◎ 学校受付印の押印 ☐ 内容に不備がなければ押印(支給開始月に関わるので注意が必要)
- ◎ 受理年月日 ☐ 所属で届出を受理した日(所属で記入)

交通用具利用者の通勤距離測定表

- 通勤経路の測定 ☐ 往路・復路それぞれが測定、記入されているか
- ☐ 一般に利用しうる最短と思われる経路が通勤経路以外にある場合、距離測定・記入がされているか
- ☐ 小数点第1位(100m単位)まで記入されているか

※通勤の実情(実際の通勤経路・距離)を届出ること。最短経路の記入は、通勤経路の略図及び測定表に行う。

別記

第1号様式(第3条関係)

学校
受付印

通 勤 届	
様	勤務公署
	所在地
住 居	職員番号
	氏 名
	印
通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。 (喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。)	
届出の理由() ☐ 1 新規(新規等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合) ☐ 2 住居の変更 ☐ 3 通勤経路又は方法の変更 ☐ 4 運賃等の負担額の変更 ☐ 5 その他() ☐ 支給要件の喪失(上記に該当するものの口にレ印を付ける。)	
☐ 手当を受給していない場合 ☐ 直前の届(該当する)	
事実発生年月日 年 月 日	
届出年月日 年 月 日	
受理年月日 年 月 日	
支給月を特定するものですので、とても重要です。間違いのないように記入。	
申請者が所属に提出した日を記入。	
通勤経路及び方法等	
順路	通勤方法の別
区 間	距
1 ☐	住 居 から (経由) まで
2 ☐	から (経由) まで
3 ☐	から (経由) まで
4 ☐	から (経由) まで
5 ☐	から (経由) まで
100m単位まで記入。距離測定は正確に。	
左欄の乗車券等の額	
備考	
通勤方法に応じた記入をお願いします。	
例 バス利用 → ○○バス停 JR利用 → ○○駅 その他記載例を参考にしてください。	
記入上の注意 1 「通勤」欄には、通勤の別を記入する。 2 「乗車券等の額」欄には、定期券(○箇月)の価額、11枚つづり回数券等の別を記入する。 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券(○箇月)の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券に 応ずる額を記入する。 4 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。 7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。	
通勤経路の略図(朱線で経路を示す。)	

通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員(※特別急行列車等利用者は記入すること。)

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考
1		住居から (経由) まで	・ km	分	
2		から (経由) まで	・ km	分	
3		から (経由) まで	・ km	分	
4		から (経由) まで	・ km	分	
5		から (経由) まで	・ km	分	
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。					総所要時間 分

通勤経路の略図(朱線で経路を示す。)

通勤経路は、通勤手当を受給する為に記載するもの。従って、第3者が見て、自宅がどこであるか、通勤経路はどこを通っているのかなどが、この略図から読み取れることが重要。自宅周辺、通勤経路において目印を記載し、わかりやすい経路図の記載を心がけてください。

自宅や主要道への合流・分岐など略図を補足するために地図のコピーを添付してもかまいません。

注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

交通用具利用者の通勤距離測定表

私が、今回提出した通勤届に係る「交通用具の利用による通勤距離」の実測結果は下記のとおりです。

平成 年 月 日

学 校 名

職 名

氏 名

記

○通常の通勤経路（注１、２参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) - (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
				. km
				. km
				. km

測定は、往路・復路それぞれ各１回必要です。
往復同一経路の測定結果で距離に大きな差が出ている場合は、原因を探し再度測定してください。

○通常の通勤経路以外の最短経路（注３参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) - (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成 年 月 日 ()	往路・復路			km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平 均 距 離				. km

平均距離を記入してください。(100m未満切捨)
この距離が、通勤届記入の距離になります。

注 １. 往路、復路とも同一経路を通勤する場合は、往路及び復路それぞれを各１回計測し、その平均値を届出書に記載すること。

２. 往路と復路で通勤経路が異なる場合は、往路、復路についてそれぞれ２回の計測を行うこと。

３. 通常利用する経路以外に一般に利用しうる最短と思われる経路がある場合(保育所への送り

迎いの都合で迂回経路を通勤する場合、混雑を避けるために国道のバイパスを通勤しているが元の国道の方が距離的には近い場合・・・など)には、その経路についても、上記１又は２により計測を行い、届出書の「通勤経路の略図欄」に当該経路を青線で表示するとともに、計測結果を書き添えること。

４. 測定は、トリップメーター（表示距離を０にリセットすることができるメーターで、通常百メートル単位まで表示される。）を利用し、測定結果を百メートル単位まで記入するものとする。（出発時点で０にリセットしたうえで測定しても良い。）

５. 測定結果は、次のように記入すること。

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) - (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成17年10月 3日 (月)	往路・復路	1 2 3 4	1 4 5 6	2 2 . 2 km

通 勤 手 当 決 定 （ 改 定 ） 書

決裁用

所 属		□□市立□□中学校		職員番号		○○○○○○		氏 名		△△ △△			
□ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等						平均1箇月当たりの通勤所要回数 回							
普通 交通 機関 等 利用 者	順 路	算出の基礎となる 普通交通機関等		定期券 回数券 その他 の別	運賃等の額の算出式	運賃等相当額		1 箇月当たりの 運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の 始期	支給単位期間	備 考	
		普通交通機関等 の名称	利用区間			回数券その他	定期券						
	1					円	円	円	円	年 月 月 年 月 まで	箇月		
	2							円	円	年 月 月 年 月 まで			
	3							円	円	年 月 月 年 月 まで			
	4						円 (箇月)	円	円	年 月 月 年 月 まで			
計								円					
自動車等の額 (通勤手当に関する規則第6条の2の額) (自動車等の使用距離 km)								円	円	年 月 月 年 月 まで	1 箇月		
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第6条の3 □第1号 □第2号 □第3号				1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額				計	円	※1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200円以内の時の通勤 手当の額は、上記通勤手当の額の合計額			
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等 の額の合計額が56,200円を超えるとき				56,200円 × [箇月]				円	年 月 月 年 月 まで	箇月			
特別 急行 列車 等 利用 者	順 路	算出の基礎となる 特別急行列車等		定期券 回数券 その他 の別	特別料金等2分の1相当額の算出 式	特別料金等2分の1相当額		1 箇月当たりの 特別料金等2分 の1相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の 支給の始期等	支給単位期間	備 考	
		特別急行列車等 の名称	利用区間			回数券その他	定期券						
	1					円 (箇月)	円	円	円	年 月 月 年 月 まで	箇月		
2					円 (箇月)	円	円	円	年 月 月 年 月 まで	箇月			
計								円					
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき				20,000円 × [箇月]				円	年 月 月 年 月 まで	箇月			
決定 事項	通勤手当の条項第1項 該当・非該当 □ 該当 (□通勤手当に関する規則第5条) □ 非該当 理由				手当額の決定 通勤手当の条項第2項 □第1項 □第2項 □地域手当の支給 □再任用短時間勤務 (平均1箇月) □規則第6条の3 □第1号 □第2号 □第3号 通勤手当の条項 □第3項				取扱者印	校 長	教 頭		係
	決裁用の決定書にも本人交付用と 同様に決裁日を記入した上で保管 してください。				通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。 平成○○年○月○○日 職・氏名								

通 勤 手 当 決 定 （ 改 定 ） 書

本人交付用

所 属		□□市立□□中学校		職員番号		○○○○○○		氏 名		△△ △△				
□ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等						平均1箇月当たりの通勤所要回数 回								
普通 交通 機関 等 利用 者	順 路	算出の基礎となる 普通交通機関等		定期券 回数券 その他 の別	運賃等の額の算出式	運賃等相当額		1 箇月当たりの 運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の 始期	支給単位期間	備 考		
		普通交通機関等 の名称	利用区間			回数券その他	定期券							
	1					円	円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで	箇月			
	2							円	円	年 月 日から 年 月 日まで				
	3							円	円	年 月 日から 年 月 日まで				
	4						円 (箇月)	円	円	年 月 日から 年 月 日まで				
								計 7,581 円						
自動車等の額 (通勤手当に関する規則第6条の2の額) (自動車等の使用距離 km)								円	円	年 月 日から 年 月 日まで	1 箇月			
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第6条の3 □第1号 □第2号 □第3号				1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額				計 円	※1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200円以内の時の通勤 手当の額は、上記通勤手当の額の合計額					
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等 の額の合計額が56,200円を超えるとき					56,200円 × [箇月]			円	年 月 日から 年 月 日まで	箇月				
特別 急行 列車 等 利用 者	順 路	算出の基礎となる 特別急行列車等		定期券 回数券 その他 の別	特別料金等2分の1相当額の算出 式	特別料金等2分の1相当額		1 箇月当たりの 特別料金等2分 の1相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の 支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		特別急行列車等 の名称	利用区間			回数券その他	定期券							
	1					円 (箇月)	円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで	箇月			
2					円 (箇月)	円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで	箇月				
								計 円						
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円 × [箇月]			円	年 月 日から 年 月 日まで	箇月				
決定 事項	通勤手当の条項第1項 該当・非該当 □ 該当 (□通勤手当に関する規則第5条) □ 非該当 理由				手当額の決定 通勤手当の条項第2項 □第1項 □第2項 □第3項 □調整手当の支給される地域 □育児短時間勤務職員 (平均1 箇月当たりの通勤所要回数 回) □規則第6条の3 □第1号 □第2号 □第3号 通勤手当の条項 □第3項				取 扱 者 認 印	校 長	教 頭			係
									通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。 平成○○年○月○○日 職・氏名 □□市立□□中学校長 □□ □□					
									印					

一般に利用しうる最短と思われる経路の例

自宅住所 吾川郡いの町枝川〇〇〇

勤務公署 旭小学校（高知市本宮町15）

この例のように学校への経路がいくつかある場合は、先ず地図で比較検討を行い道路の状況等を判断した上で必要に応じて測定をしてください。



- ・本人届出通勤経路
国道33号線
(高知西バイパス・
高知西トンネル) 経由
- ・一般に利用しうる最短と思
われる経路
国道33号線
↓
県道朝倉伊野線
(朝倉駅前経由)
↓
国道33号線 経由

認定作業手順（諸手当認定事務の手引き 3 通勤手当 を参考にすること）

記載例の届出はチェックシートを利用して確認後に提出されたものであるので、届出内容に誤りがないことを前提とする。

記載例 1（バス「ですか」利用の場合）

- 届出記入のバス路線が最も経済的かつ合理的な経路であるか確認する。

注・業務開始時間の関係で最短路線利用とならない場合などは理由を確認しておくこと。

- 運賃の確認（定期券・県交通に電話で確認する）

片 道 運賃額	1 ヶ月定期	3 ヶ月定期	
	1 月あたり	3 ヶ月	1 月あたり
600 円	25,200 円	71,820 円	23,940 円

- 通勤手当額及び支給単位期間の決定

「ですか」利用の場合は、3 ヶ月定期券の金額 71,820 円 支給単位期間を 3 ヶ月として支給決定となる。

ただし、支給単位期間の特例等により定期券の額によらない認定もある。（H21. 2. 13 付け 20 高教政第 1485 号『3. その他』 参照）

< 特例 >

ぐるりんバスのみ利用の場合は、ポイントによる割引後の額による認定する。

ポイント＝片道運賃×（1－0.05）×2（往復）×21 日

※「ですか」が導入されていない事業者のバス利用で認定を行う場合は、回数券・1 ヶ月定期券・3 ヶ月定期券の 1 ヶ月あたりの金額を比較して一番安価となるもので決定することとなる。

- 支給始期の確認

事実発生年月日（H22.4.1・月の初日）から 15 日以内（H22.4.7）の受理であるので届出の月（H22.4）からが支給始期となる。

この例で、15 日を超えて届出された場合は受理した月の翌月から（受理日が月の初日の場合はその月）が支給始期となるが、変更前の通勤手当受給額が 1 月あたり 23,940 円以上だった場合、支給始期は 4 月からとなる。

	事実発生日	学校受付日	支給始期
新規認定 増額改定	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月から
		平成 22 年 4 月 17 日	平成 22 年 5 月から
		平成 22 年 5 月 1 日	平成 22 年 5 月から
同額・減額改定	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月から
		平成 22 年 4 月 17 日	平成 22 年 4 月から

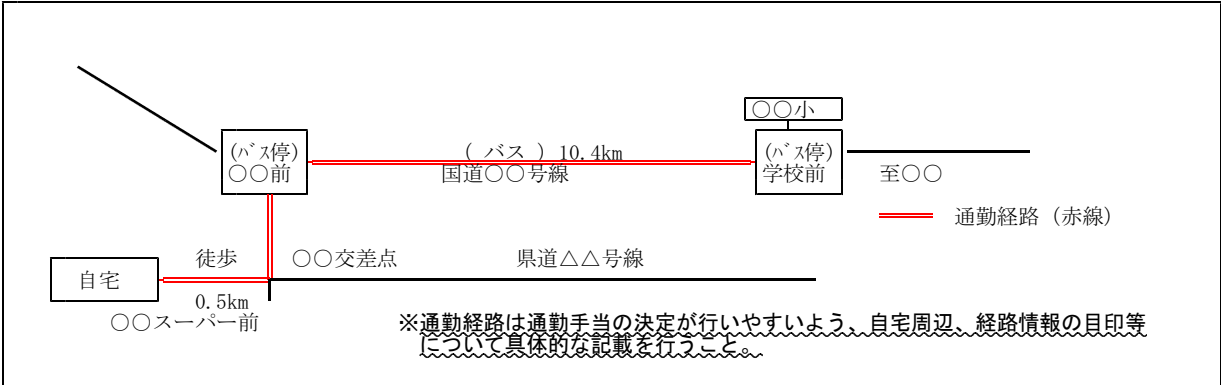
通 勤 届

〇〇市立〇〇小学校長様		勤務公署	〇〇市立〇〇小学校						
		所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇						
住居	〇〇市〇〇町〇〇一〇	職員番号	〇〇〇〇〇〇	氏名	〇〇 〇〇 印				
通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。 (喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。)									
届出の理由（該当するものの□にレ印を付ける。） ☐ 1 新規（☐異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） ☐ 2 住居の変更 ☒ 3 通勤経路又は方法の変更 ☐ 4 運賃等の負担額の変更 ☐ 5 その他（ ）			☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。)						
			事実発生年月日		22年 4 月 1 日				
			届出年月日		22年 4 月 7 日				
			受理年月日		22年 4 月 7 日				
☐ 支給要件の喪失（上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。）			※所属で届出を受理した日を記入						
通勤経路及び方法等									
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考		
1	☐ 徒歩	住居から（ ） 〇〇前まで	0・5km	5分		円			
2	☐ バス	〇〇前 から（ ） 学校前まで	10・4km	30分	ですか	600円	県交通		
3	☐	から（ ） まで				円			
4	☐	から（ ） まで				円			
5	☐	から（ ） まで				円			
記入上の注意 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券（〇箇月）、11枚つづ 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（〇箇月）の価額 4 住路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を 5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に係る 6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入 7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間 ターチェンジの名称を記入する。						交通機関運賃比較確認 <事務担当者> 余白に記入 片道運賃 600円 1箇月定期 25,200円 3箇月定期 71,820円 1月当り 23,940円		総通勤距離 10・9 km 総所要時間 35 分	

通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員（※特別急行

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考		
1		住居から（ ） まで	・ km	分			
2		から（ ） まで	・ km	分			
3		から（ ） まで	・ km	分			
4		から（ ） まで	・ km	分			
5		から（ ） まで	・ km	分			
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。						総通勤距離	・ km
						総所要時間	分

通勤経路の略図（朱線で経路を示す。）



注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

所 属		〇〇市立〇〇小学校			職員番号		〇〇〇〇〇〇		氏 名		〇〇 〇〇			
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等										平均1箇月当たりの通勤所要回数 回				
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運 賃 等 相 当 額		1 箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		普通交通機関等の名称 利 用 区 間				回数券その他	定期券							
	1	県交通バス	〇〇前から学校前まで	定期券		円	71,820 (3 箇月)	円	23,940円	7 1 , 8 2 0 円	2 2 年 4 月から月まで	3 箇月		
	2					円	(箇月)	円	円	年 月から月まで	箇月			
	3					円	(箇月)	円	円	年 月から月まで	箇月			
	4					円	(箇月)	円	円	年 月から月まで	箇月			
								計 23,940円						
自動車等の額 (通勤手当に関する規則第6条の2の額) (自動車等の使用距離 ・ km)								円	円	年 月から月まで	1 箇月			
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号					1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額			計 円	※ 1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200円以内のときの通勤手当の額は、上記通勤手当の額の合計額					
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき					56,200円 × [箇月]			円	年 月から月まで	箇月				
特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等2分の1相当額の算出式	特別料金等2分の1相当額		1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		特別急行列車等の名称 利 用 区 間				回数券その他	定期券							
	1					円	(箇月)	円	円	年 月から月まで	箇月			
2					円	(箇月)	円	円	年 月から月まで	箇月				
								計 円						
1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円 × [箇月]			円	年 月から月まで	箇月				
決定事項	通勤手当の条項第1項 該当・非該当 ☒ 該当 (□通勤手当に関する規則第5条) ☐ 非該当 理由 ()				手当額の決定 通勤手当の条項第2項 ☒ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 地域手当の支給される地域 ☐ 再任用短時間勤務職員 (平均1 箇月当たりの通勤所要回数 回) ☐ 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 通勤手当の条項 ☐ 第3項					校 長	教 頭			係
									取扱者 認 印					
									通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 職・氏名 〇〇市立〇〇小学校長 ◇◇ ◇◇ 印					

記載例 2（電車利用の場合）

- 1 届出記入の経路が最も経済的かつ合理的な経路であるか確認する。
- 2 運賃の確認（定期券・土佐電鉄に電話で確認する）

片 道 運賃額	1 ヶ月定期	3 ヶ月定期	
	1 月あたり	3 ヶ月	1 月あたり
190 円	7,070 円	20,150 円	6,717 円

3 通勤手当額及び支給単位期間の決定

電車は 1 ヶ月あたりの運賃を比較するとどの運賃区間でも 3 ヶ月定期が安価となる。職員が 1 ヶ月定期を利用していても 3 ヶ月定期 20,150 円 支給単位期間 3 ヶ月で認定を行うこととなる。

ただし、期限付講師で任用期間により支給期間が 4 ヶ月間の認定となる場合は、払い戻しを発生させないため、最初の 3 ヶ月を 3 ヶ月定期で認定し、残り 1 ヶ月を 1 ヶ月定期又は「ですか」の安価な方で認定することとなる。（H21.2.13 付け 20 高教政第 1485 号『3. その他』 参照）

4 支給始期の確認

事実発生年月日（H22.4.1・月の初日）から 15 日以内（H22.4.7）の受理であるので届出の月（H22.4）からが支給始期となる。

この例で、15 日を超えて届出された場合は受理した月の翌月から（受理日が月の初日の場合はその月）が支給始期となるが、変更前の通勤手当受給額が 1 月あたり 6,717 円以上だった場合、支給始期は 4 月からとなる。

	事実発生日	学校受付日	支給始期
新規認定 増額改定	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月から
		平成 22 年 4 月 17 日	平成 22 年 5 月から
		平成 22 年 5 月 1 日	平成 22 年 5 月から
同額・減額改定	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月から
		平成 22 年 4 月 17 日	平成 22 年 4 月から

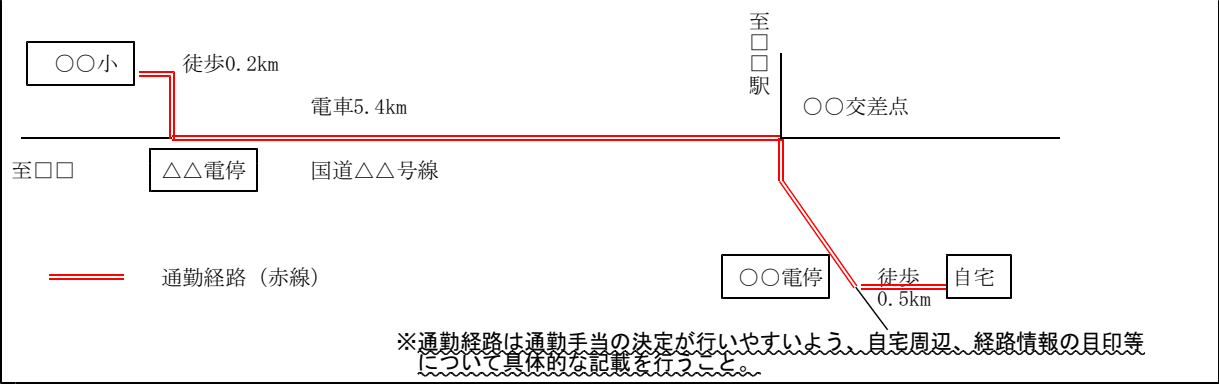
通 勤 届

〇〇市立〇〇小学校長様		勤務公署	〇〇市立〇〇小学校				
		所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇				
住居	〇〇市〇〇町〇〇一〇	職員番号	〇〇〇〇〇〇	氏名	〇〇 〇〇	印	印
通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。 (喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。)							
届出の理由（該当するものの□にレ印を付ける。） ☐ 1 新規（☐異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） ☐ 2 住居の変更 ☒ 3 通勤経路又は方法の変更 ☐ 4 運賃等の負担額の変更 ☐ 5 その他（ ） ☐支給要件の喪失（上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。） 通勤経路及び方法等				☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。)			
				事実発生年月日		22年 4 月 1 日	
				届出年月日		22年 4 月 7 日	
				受理年月日		22年 4 月 7 日	
※所属で届出を受理した日を記入							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1 ☐	徒歩	住 居 から（ 経 由 ） 〇 〇 ま で	0・5km	5 分		円	
2 ☐	電車	〇 〇 から（ 経 由 ） △ △ ま で	5・4km	25 分	3ヶ月定期券	20,150 円	土電電車
3 ☐	徒歩	△ △ から（ 経 由 ） 学 校 ま で	0・2km	3 分		円	
4 ☐		から（ 経 由 ） ま で	・ km	分		円	
5 ☐		から（ 経 由 ） ま で	・ km	分		円	
記入上の注意 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券（〇箇月）、11枚つづり回数券等の別を記入する。 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（〇箇月）の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券に 応ずる額を記入する。 4 住路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。 7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。						総通勤距離	6・1 km
						総所要時間	33 分

通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員（※特別急行列車等利用者は記入すること。）

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考		
1		住居から（ 経 由 ） ま で	・ km	分			
2		から（ 経 由 ） ま で	・ km	分			
3		から（ 経 由 ） ま で	・ km	分			
4		から（ 経 由 ） ま で	・ km	分			
5		から（ 経 由 ） ま で	・ km	分			
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。						総通勤距離	・ km
						総所要時間	分

通勤経路の略図（朱線で経路を示す。）



注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

所 属	〇〇市立〇〇小学校			職員番号	〇〇〇〇〇〇		氏 名	〇〇 〇〇						
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等						平均 1 箇月当たりの通勤所要回数 回								
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式		運 賃 等 相 当 額		1 箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備 考	
		回数券その他					定期券							
	1	土電電車	〇〇から△△まで	定期券		円	20,150円 (3 箇月)	6,716 2/3円	2 0 , 1 5 0 円	2 2 年 4 月から 年 月 月まで	3 箇月			
	2					円	(箇月)	円	円	年 月 月から 年 月 月まで	箇月			
	3					円	(箇月)	円	円	年 月 月から 年 月 月まで	箇月			
	4					円	(箇月)	円	円	年 月 月から 年 月 月まで	箇月			
								計6,7162/3円						
自動車等の額 (通勤手当に関する規則第 6 条の 2 の額) (自動車等の使用距離 〇 km)								円	円	年 月 月から 年 月 月まで	1 箇月			
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第 6 条の 3 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 ☐ 第 3 号					1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額			計 円	※ 1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200円以内のときの通勤手当の額は、上記通勤手当の額の合計額					
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は 1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき					56,200円 × [箇月]			円	年 月 月から 年 月 月まで	箇月				
特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等 2 分の 1 相当額の算出式		特別料金等 2 分の 1 相当額		1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備 考	
		回数券その他					定期券							
	1					円	(箇月)	円	円	年 月 月から 年 月 月まで	箇月			
2					円	(箇月)	円	円	年 月 月から 年 月 月まで	箇月				
								計 円						
1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円 × [箇月]			円	年 月 月から 年 月 月まで	箇月				
決定事項	通勤手当の条項第 1 項 該当・非該当 ☒ 該当 (□通勤手当に関する規則第 5 条) ☐ 非該当 理由 ()				手当額の決定 通勤手当の条項第 2 項 ☒ 第 1 号 ☐ 第 2 号 ☐ 第 3 号 ☐ 地域手当の支給される地域 ☐ 再任用短時間勤務職員 (平均 1 箇月当たりの通勤所要回数 回) ☐ 規則第 6 条の 3 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 ☐ 第 3 号 通勤手当の条項 ☐ 第 3 項					校 長	教 頭			係
									取 扱 者					
									認 印					
通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 職・氏名 〇〇市立〇〇小学校長 ◇◇ ◇◇ 印														

通 勤 手 当 決 定 （ 改 定 ） 書

期限付職員の適用例

記載例2－2

所 属		〇〇市立〇〇小学校		職員番号	〇〇〇〇〇〇		氏 名	〇〇 〇〇				
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等					平均1箇月当たりの通勤所要回数					回		
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運 賃 等 相 当 額		1箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備 考
		普通交通機関等の名称				利用区間	回数券その他					
	1	土電電車	〇〇から△△まで	定期券		円	20,150円 (3 箇月)	6,716 2/3円	2 0 , 1 5 0 円	2 2 年 5 月から 2 2 年 7 月まで	3 箇月	
	2			ですか	190円×95/100×2×21日 =7,581円	7,581 円	(円 箇月)	7,581 円	7 , 5 8 1 円	2 2 年 8 月から 年 月まで	1 箇月	
	3					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月	
	4					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月	
								計	円			
自動車等の額（通勤手当に関する規則第6条の2の額） （自動車等の使用距離 ・ km）								円	円	年 月から 年 月まで	1 箇月	
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号					1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額			計	円	※1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円以内のときの通勤手当の額は、上記通勤手当の額の合計額		
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき					56,200円 × [箇月]				円	年 月から 年 月まで	箇月	
特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等2分の1相当額の算出式	特別料金等2分の1相当額		1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備 考
		特別急行列車等の名称				利用区間	回数券その他					
	1					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月	
2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月		
								計	円			
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円 × [箇月]				円	年 月から 年 月まで	箇月	
決定事項	☒ 通勤手当の条項第1項 該当・非該当 ☐ 該当（ ☐ 通勤手当に関する規則第5条） ☐ 非該当 理由 〔 〕	手当額の決定 ☒ 通勤手当の条項第2項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 調整手当の支給される地域 ☐ 育児短時間勤務職員 （平均1箇月当たりの通勤所要回数 回） ☐ 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 通勤手当の条項 ☐ 第3項					校 長		教 頭			係
							取 扱 者					
							認 印					
通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 職・氏名 〇〇市立〇〇小学校長 ◇◇ ◇◇ 印												

通 勤 手 当 決 定 （ 改 定 ） 書

期限付職員の適用例

記載例2－3

所 属		〇〇市立〇〇小学校		職員番号	〇〇〇〇〇〇		氏 名	〇〇 〇〇							
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等					平均1箇月当たりの通勤所要回数					回					
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運 賃 等 相 当 額		1箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備 考			
		普通交通機関等の名称				利用区 間	回数券その他						定期券		
	1	土電電車	〇〇から△△まで	定期券		円	20,150円 (3 箇月)	6,716 2/3円	2 0 , 1 5 0 円	2 2 年 1 0 月 から 2 3 年 3 月 まで	3 箇月				
	2					円	(箇月)	円	円	年 月 から 年 月 まで	箇月				
	3					円	(箇月)	円	円	年 月 から 年 月 まで	箇月				
	4					円	(箇月)	円	円	年 月 から 年 月 まで	箇月				
								計	円						
自動車等の額（通勤手当に関する規則第6条の2の額） （自動車等の使用距離 ・ km）								円	円	年 月 から 月 まで	1 箇月				
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号					1 箇		額と自動車等の額の合計額が 56,200円 は、上記通勤手当の額の合計額								
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1 箇月当たりの運 当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき															
特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等 出式	期限付職員 当初任用期間 4月5日～9月30日 3ヶ月定期（5～7月）と「ですか」（8・9月） 記載例2－2 期間更新されたとき 10月1日～3月24日 「通勤手当決定（改定）書」を新たに作成し、10月分からの認定をする。 ※1号様式の提出は不要 3ヶ月定期（10～3月） 記載例2－3 * 支給単位期間が1箇月単位の認定の場合は当初の認定のまま継続するので、「通勤手 当決定（改定）書」を新たに作成する必要はない。									
		特別急行列車等の名称											利用区 間		
	1														
2					円	(箇月)	円	円	年 月 から 年 月 まで	箇月					
								計	円						
1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超 えるとき					20,000円 × [箇月]			円	年 月 から 年 月 まで	箇月					
決 定 事 項	☒ 通勤手当の条項第1項 該当・非該当 ☐ 該当（ ☐ 通勤手当に関する規則第5条） ☐ 非該当 理由				☒ 手当額の決定 通勤手当の条項第2項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 調整手当の支給される地域 ☐ 育児短時間勤務職員 (平均1箇月当たりの通勤所要回数 回) ☐ 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 通勤手当の条項 ☐ 第3項				校 長		教 頭		係		
									取 扱 者						
								認 印							
通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。															
平成 年 月 日 職・氏名 〇〇市立〇〇小学校長 ◇◇ ◇◇ 印															

記載例 3（電車・バス併用の場合） ※参考 電車バス共通乗り継ぎ定期券

電車区間 旭駅前～知寄町 3 丁目、高知駅前～棧橋通 5 丁目 と
バス 190 円区間 の乗り継ぎ

- 1 届出記入の経路が最も経済的かつ合理的な経路であるか確認する。

注・業務開始時間の関係で電車バスとも最短路線利用とならない場合などは理由を確認しておくこと。

- 2 運賃の確認（定期券・土佐電鉄に電話で確認する）

土電電車乗車区間のみ

片 道 運賃額	1 ヶ月定期	3 ヶ月定期	
	1 月あたり	3 ヶ月	1 月あたり
190 円	7,070 円	20,150 円	6,717 円

土電バス乗車区間のみ

片 道 運賃額	1 ヶ月定期	3 ヶ月定期	
	1 月あたり	3 ヶ月	1 月あたり
190 円	7,980 円	22,740 円	7,580 円

共通乗り継ぎ定期

片 道 運賃額	1 ヶ月定期	3 ヶ月定期	
	1 月あたり	3 ヶ月	1 月あたり
一 円	7,980 円	22,740 円	7,580 円

- 3 通勤手当額及び支給単位期間の決定

電車・バスとも、3 ヶ月定期券で決定するが、この届出区間については電車バス共通乗り継ぎ定期券があるので、その金額とも比較して決定する。

1 月あたりで安価となる共通乗り継ぎ定期券 3 ヶ月定期 22,740 円 支給単位期間を 3 ヶ月 として支給決定する。

- 4 支給始期の確認

事実発生年月日（H22.4.1・月の初日）から 15 日以内（H22.4.7）の受理であるので届出の月（H22.4）からが支給始期となる。

この例で、15 日を超えて届出された場合は受理した月の翌月から（受理日が月の初日の場合はその月）が支給始期となるが、変更前の通勤手当受給額が 1 月あたり 7,580 円以上だった場合、支給始期は 4 月からとなる。

	事実発生日	学校受付日	支給始期
新規認定 増額改定	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月から
		平成 22 年 4 月 17 日	平成 22 年 5 月から
		平成 22 年 5 月 1 日	平成 22 年 5 月から
同額・減額改定	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月から
		平成 22 年 4 月 17 日	平成 22 年 4 月から

5 手当の支給月

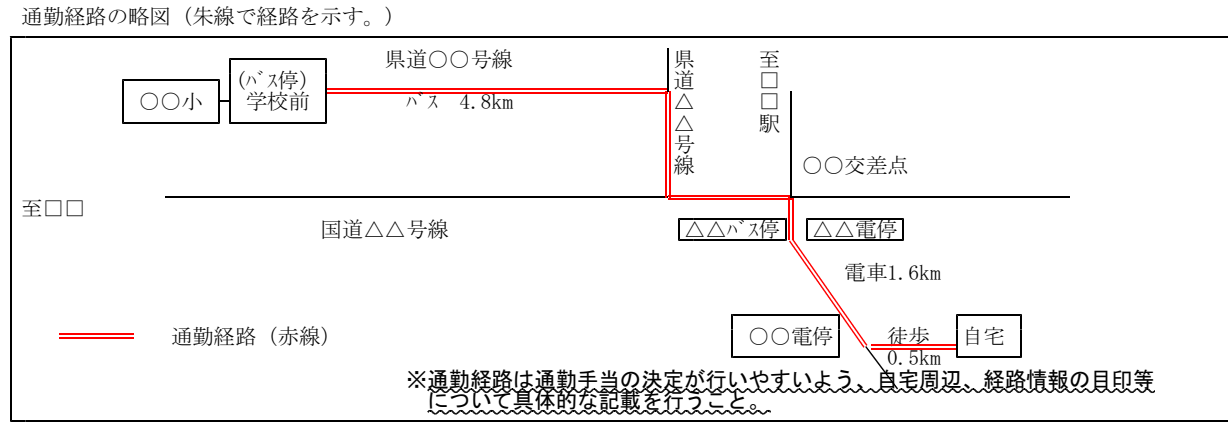
電車・バス共通乗り継ぎ 3 ヶ月定期券代は 4 月分として 22,740 円を一括支給し、通勤届の変更がなければ、次は 7 月に 3 ヶ月定期券代を支給することとなる。

通 勤 届

〇〇市立〇〇小学校長様		勤務公署	〇〇市立〇〇小学校			
		所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇			
住居	〇〇市〇〇町〇〇一〇		職員番号	〇〇〇〇〇〇	氏名	〇〇 〇〇 印
通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。 (喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。)						
届出の理由（該当するものの□にレ印を付ける。） ☐ 1 新規（ ☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） ☐ 2 住居の変更 ☒ 3 通勤経路又は方法の変更 ☐ 4 運賃等の負担額の変更 ☐ 5 その他（ ）			☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。)			
			事実発生年月日	22年 4 月 1 日		
			届出年月日	22年 4 月 7 日		
			受理年月日	22年 4 月 7 日		
☐ 支給要件の喪失（上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。）			※所属で届出を受理した日を記入			
通勤経路及び方法等						
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額 備 考
1 ☐	徒歩	住 居 から（ 経由） 〇 〇 まで	0・5km	5 分		円
2 ☐	電車	〇 〇 から（ 経由） △ △ まで	1・6km	5 分	} 定期券(1ヶ月)	} 7,980 円 土電電車
3 ☐	バス	△ △ から（ 経由） 学校前 まで	4・8km	25 分		
4 ☐		から（ 経由） まで	・ km	分		円
5 ☐		から（ 経由） まで	・ km	分		円
記入上の注意 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券（〇箇月）、11枚つづり回数券等の別を記入する。 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（〇箇月）の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券に 応ずる額を記入する。 4 住路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。 7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。					総通勤距離	6・9 km
					総所要時間	35 分

通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員（※特別急行列車等利用者は記入すること。）

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等						
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考	
1		住居から（ 経由） まで	・ km	分		
2		から（ 経由） まで	・ km	分		
3		から（ 経由） まで	・ km	分		
4		から（ 経由） まで	・ km	分		
5		から（ 経由） まで	・ km	分		
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。					総通勤距離	・ km
					総所要時間	分



注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

通 勤 手 当 決 定 （ 改 定 ） 書

記載例3

所 属		〇〇市立〇〇小学校		職員番号	〇〇〇〇〇〇		氏 名	〇〇 〇〇				
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等					平均1箇月当たりの通勤所要回数					回		
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運 賃 等 相 当 額		1箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備 考
		普通交通機関等の名称				利用区間	回数券その他					
	1	土電電車	〇〇から△△まで	共通乗継 定期券		円	22,740円 (3箇月)	7,580円	22,740円	22年4月から 年 月 月まで	3 箇月	
	2	土電バス	△△から学校前まで		円	(箇月)	円	円	年 月 月から 年 月 月まで	箇月		
	3				円	(箇月)	円	円	年 月 月から 年 月 月まで	箇月		
	4				円	(箇月)	円	円	年 月 月から 年 月 月まで	箇月		
								計	7,580円			
自動車等の額（通勤手当に関する規則第6条の2の額） （自動車等の使用距離 ・ km）								円	円	年 月 月から 年 月 月まで	1 箇月	
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号					1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額			計 円	※1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円以内のときの通勤手当の額は、上記通勤手当の額の合計額			
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき					56,200円 × [箇月]			円	年 月 月から 年 月 月まで	箇月		
特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等2分の1相当額の算出式	特別料金等2分の1相当額		1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備 考
		特別急行列車等の名称				利用区間	回数券その他					
	1				円	(箇月)	円	円	年 月 月から 年 月 月まで	箇月		
2				円	(箇月)	円	円	年 月 月から 年 月 月まで	箇月			
								計	円			
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円 × [箇月]			円	年 月 月から 年 月 月まで	箇月		
決定事項	☒ 通勤手当の条項第1項 該当・非該当 ☐ 該当（ ☐ 通勤手当に関する規則第5条） ☐ 非該当 理由 〔 〕	手当額の決定 ☒ 通勤手当の条項第2項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 地域手当の支給される地域 ☐ 再任用短時間勤務職員 （平均1箇月当たりの通勤所要回数 回） ☐ 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 通勤手当の条項 ☐ 第3項					校 長		教 頭			係
							取 扱 者					
							認 印					
							通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 職・氏名 〇〇市立〇〇小学校長 ◇◇ ◇◇ 印					

記載例 4（交通用具と公共交通機関の併用の場合）

- 届出記入の経路が最も経済的かつ合理的な経路であるか確認する。
自動車の使用経路は、他に最短距離となる経路がないことを確認。
(通勤届記入経路以外に一般に利用しうる最短と思われる経路がある場合にはその経路の測定を依頼し、結果を比較する。)

- 運賃等の確認（鉄道は JR 又は時刻表で確認）

J R 乗車区間営業距離 38.7km

3 ヶ月定期 62,080 円

6 ヶ月定期 108,740 円

- 通勤手当額及び支給単位期間の決定

	距離	金額	6 ヶ月定期	支給単位期間
自動車	41.0km	24,800 円		1 ヶ月
鉄道			108,740 円	6 ヶ月 ※

鉄道については、6 ヶ月定期券又は 3 ヶ月定期券の選択制。届出者が 6 ヶ月定期を利用しているので、支給単位期間 6 ヶ月で決定する。

※ 1 号様式余白に「1 ヶ月定期の金額」及び「3 ヶ月定期の金額」を必ず記載してください。（給与システムに登録が必要）

- 支給始期の確認

事実発生年月日（H22.4.1・月の初日）から 15 日以内（H22.4.7）の受理であるので届出の月（H22.4）からが支給始期となる。

この例で、15 日を超えて届出された場合は受理した月の翌月から（受理日が月の初日の場合はその月）が支給始期となるが、変更前の通勤手当受給額が 1 月あたり 42,923 1/3 円（24,800 円+108,740 円÷6）以上だった場合、支給始期は 4 月からとなる。

	事実発生日	学校受付日	支給始期
新規認定 増額改定	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月から
		平成 22 年 4 月 17 日	平成 22 年 5 月から
		平成 22 年 5 月 1 日	平成 22 年 5 月から
同額・減額改定	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月から
		平成 22 年 4 月 17 日	平成 22 年 4 月から

- 手当の支給月

自動車に対する手当額 24,800 円は 4 月分から毎月支給する。

鉄道の 6 ヶ月定期券代は 4 月分として 108,740 円を一括支給し、変更がなければ次は 10 月に 6 ヶ月定期券代を支給することとなる。

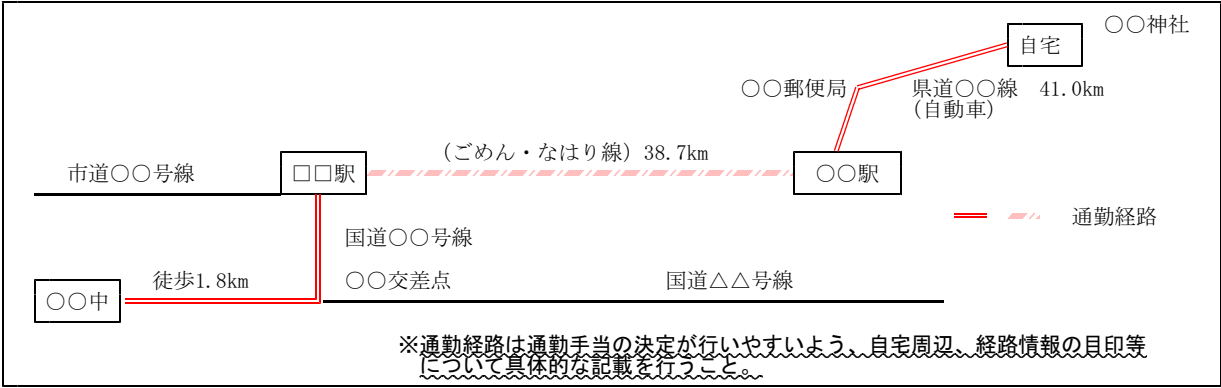
通 勤 届

〇〇市立〇〇中学校長様		勤務公署	〇〇市立〇〇中学校			
		所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇			
住居	〇〇市〇〇町〇〇一〇		職員番号	〇〇〇〇〇〇	氏名	〇〇 〇〇 印 ㊤
通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。 (喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。)						
届出の理由（該当するものの□にレ印を付ける。） ☐ 1 新規（ ☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） ☐ 2 住居の変更 ☒ 3 通勤経路又は方法の変更 ☐ 4 運賃等の負担額の変更 ☐ 5 その他（ ）			☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。)			
			事実発生年月日		22 年 4 月 1 日	
			届出年月日		22 年 4 月 7 日	
			受理年月日		22 年 4 月 7 日	
☐ 支給要件の喪失（上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。）						
通勤経路及び方法等 ※所属で届出を受理した日を記入						
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額 備 考
1 ☐	自動車	住居から（ ） 〇〇駅 まで	41・0km	50分		円
2 ☐	鉄道	〇〇駅 から（ ） 高知駅 まで	38・7km	60分	定期券(6箇月)	108,740 円
3 ☐	徒歩	高知駅 から（ ） 学校 まで	1・8km	15分		円
4 ☐		から（ ） まで	・ km	分		円
5 ☐		から（ ） まで	・ km	分		円
記入上の注意 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券（〇箇月）、11枚つづり回数券等の別を記入する。 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（〇箇月）の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券に 応ずる額を記入する。 4 住路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。 7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。					総通勤距離	81・5 km
					総所要時間	125 分

通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員（※特別急行列車等利用者は記入すること。）

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等						
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考	
1		住居から（ ） まで	・ km	分		
2		から（ ） まで	・ km	分		
3		から（ ） まで	・ km	分		
4		から（ ） まで	・ km	分		
5		から（ ） まで	・ km	分		
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。					総通勤距離	・ km
					総所要時間	分

通勤経路の略図（朱線で経路を示す。）



注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

交通用具利用者の通勤距離測定表

私が、今回提出した通勤届に係る「交通用具の利用による通勤距離」の実測結果は下記のとおりです。

平成 22 年 4 月 7 日

学 校 名 ○○市立○○中学校

職 名 ○○

氏 名 ○○ ○○

記

○通常の通勤経路（注 1、2 参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) - (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成 22 年 4 月 ○ 日 (○)	往路・復路	3 6 5 2	4 0 6 2	4 1. 0 km
平成 22 年 4 月 ○ 日 (○)	往路・復路	4 9 8 5	5 3 9 5	4 1. 0 km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平 均 距 離				4 1. 0 km

○通常の通勤経路以外の最短経路（注 3 参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) - (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平 均 距 離				. km

- 注 1. 往路、復路とも同一経路を通勤する場合は、往路及び復路それぞれを各 1 回計測し、その平均値を届出書に記載すること。
2. 往路と復路で通勤経路が異なる場合は、往路、復路についてそれぞれ 2 回の計測を行うこと。
3. 通常利用する経路以外に一般に利用しうる最短と思われる経路がある場合(保育所への送り

迎えの都合で迂回経路を通勤する場合、混雑を避けるために国道のバイパスを通勤しているが元の国道の方が距離的には近い場合・・・など)には、その経路についても、上記 1 又は 2 により計測を行い、届出書の「通勤経路の略図欄」に当該経路を青線で表示するとともに、計測結果を書き添えること。

4. 測定は、トリップメーター（表示距離を 0 にリセットすることができるメーターで、通常百メートル単位まで表示される。）を利用し、測定結果を百メートル単位まで記入するものとする。（出発時点で 0 にリセットしたうえで測定しても良い。）
5. 測定結果は、次のように記入すること。

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) - (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成 17 年 10 月 3 日 (月)	往路・復路	1 2 3 4	1 4 5 6	2 2. 2 km

通 勤 手 当 決 定 (改 定) 書

記載例 4

所 属		〇〇市立〇〇中学校		職員番号	〇〇〇〇〇〇		氏 名	〇〇 〇〇						
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等					平均 1 箇月当たりの通勤所要回数					回				
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運 賃 等 相 当 額		1 箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		普通交通機関等の名称				回数券その他	定期券							
	1	鉄道	〇〇駅から高知駅まで	定期券		円	108,740 円 (6 箇月)	18,123 円 1/3	108,740 円	2 2 年 4 月から 年 月 月まで	6 箇月			
	2					円	(箇月)	円	円	年 月から 年 月 月まで	箇月			
	3					円	(箇月)	円	円	年 月から 年 月 月まで	箇月			
	4					円	(箇月)	円	円	年 月から 年 月 月まで	箇月			
								計18,1231/3円						
自動車等の額 (通勤手当に関する規則第6条の2の額) (自動車等の使用距離 4 1 ・ 0 km)								24,800 円		24,800 円		2 2 年 4 月から 年 月 月まで	1 箇月	
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第6条の3 ☒ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号				1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額			計 42,923 円 1/3		※1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200円以内のときの通勤手当の額は、上記通勤手当の額の合計額					
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき				56,200円 × [箇月]				円		年 月から 年 月 月まで		箇月		
特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等 2 分の 1 相当額の算出式	特別料金等 2 分の 1 相当額		1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		特別急行列車等の名称				回数券その他	定期券							
	1					円	(箇月)	円	円	年 月から 年 月 月まで	箇月			
2					円	(箇月)	円	円	年 月から 年 月 月まで	箇月				
								計 円						
1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が20,000円を超えるとき				20,000円 × [箇月]				円		年 月から 年 月 月まで		箇月		
決定事項	通勤手当の条項第1項 該当・非該当 ☒ 該当 (□通勤手当に関する規則第5条) ☐ 非該当 理由				手当額の決定 通勤手当の条項第2項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☒ 第3号 ☐ 地域手当の支給される地域 ☐ 再任用短時間勤務職員 (平均1 箇月当たりの通勤所要回数 回) ☒ 規則第6条の3 ☒ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 通勤手当の条項 ☐ 第3項				校 長		教 頭		係	
					取 扱 者									
					認 印									
				通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 職・氏名 〇〇市立〇〇中学校長 ◇◇ ◇◇ 印										

記載例 5（交通用具・高速道路利用の場合（距離要件））

1 届出記入の経路が最も経済的かつ合理的な経路であるか確認する。

自動車の使用経路は、高速を利用する・利用しない場合とも他に最短距離となる経路がないことを確認。

（通勤届記入経路以外に一般に利用しうる最短と思われる経路がある場合にはその経路の測定を依頼し、結果を比較する。）

※インターチェンジ間の距離は、次の表（公表数値）に基づいて記載していること。

区 間	距離	区 間	距離	区 間	距離	区 間	距離
高知～須崎東	34.2	高知～土佐	19.4	高知～大豊	28.6	南国～須崎東	41.8
南国～土佐	27.0	南国～伊野	17.9	南国～大豊	21.0	伊野～須崎東	23.9
伊野～大豊	38.9	土佐～大豊	48.0	土佐～須崎東	14.8	大豊～須崎東	62.8

2 特別急行列車等の利用基準に該当しているかの確認（高速道路利用）

高速を利用しない場合の通勤距離 44.0 km は 40.0 km 以上の距離要件該当

利用区間 南国 IC～伊野 IC は 30 分以上短縮効果みなし区間で要件該当区間

3 高速道路料金の確認（西日本高速道路㈱料金表で確認）

区 間	普通車	軽 等	中型車
南国 IC～伊野 IC	600 円	550 円	700 円
E T C 利用の場合	300 円	300 円	350 円

4 通勤手当額及び支給単位期間の決定

高速道路利用総通勤距離 42.9km に対する手当額 24,800 円

高速道路利用額の 1/2 を加算・普通車、ETC 利用の場合

$$300 \text{ 円} \times 2 \times 21 \text{ 日} \times 20/21 \times 1 / 2 = 6,000 \text{ 円}$$

$$(\text{片道料金} \times 2 (\text{往復の場合}) \times 21 \text{ 日} \times 20/21 (\text{割引率}) \times 1 / 2)$$

支給単位期間はそれぞれ 1 ヶ月とする。

5 支給始期の確認

事実発生年月日（H22.4.1・月の初日）から 15 日以内（H22.4.7）の受理であるので届出の月（H22.4）からが支給始期となる。

この例で、15 日を超えて届出された場合は受理した月の翌月から（受理日が月の初日の場合はその月）が支給始期となるが、変更前の通勤手当受給額が月額 30,800 円以上だった場合、支給始期は 4 月からとなる。

	事実発生日	学校受付日	支給始期
新規認定 増額改定	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月から
		平成 22 年 4 月 17 日	平成 22 年 5 月から
		平成 22 年 5 月 1 日	平成 22 年 5 月から
同額・減額改定	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月から
		平成 22 年 4 月 17 日	平成 22 年 4 月から

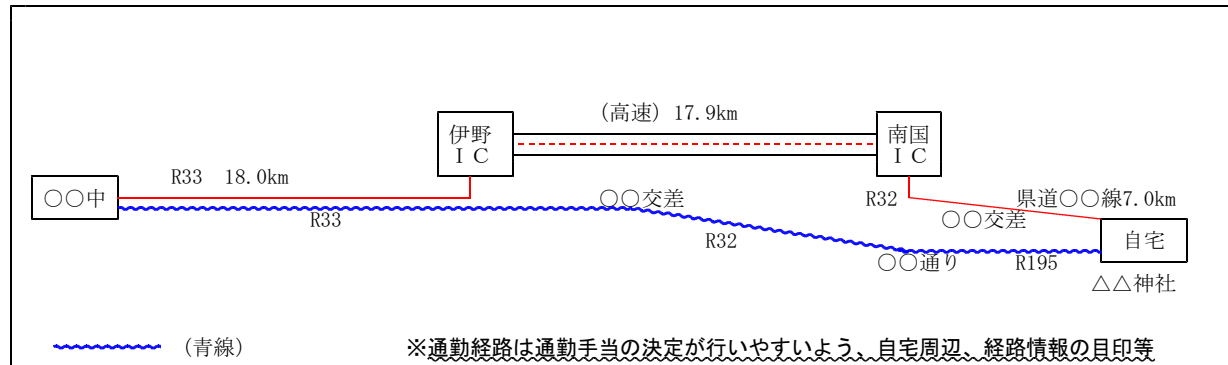
通 勤 届

〇〇町立〇〇中学校長様		勤務公署	〇〇町立〇〇中学校			
		所在地	〇〇郡〇〇町〇〇〇			
住居	〇〇市〇〇町〇〇一〇		職員番号	〇〇〇〇〇〇	氏名	〇〇 〇〇 印
通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。 (喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。)						
届出の理由（該当するものの□にレ印を付ける。） ☐ 1 新規（ ☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） ☐ 2 住居の変更 ☒ 3 通勤経路又は方法の変更 ☐ 4 運賃等の負担額の変更 ☐ 5 その他（ ）			☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。)			
			事実発生年月日	22 年 4 月 1 日		
			届出年月日	22 年 4 月 7 日		
			受理年月日	22 年 4 月 7 日		
□支給要件の喪失（上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。） 通勤経路及び方法等			※所属で届出を受理した日を記入			
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額 備 考
1 □	自動車	住居から（南国 I C 経由）学校 まで 伊野 I C	42・9 km	6 5 分		円
2 □	"	南国 I C から（ ） 経由）伊野 I C まで	17・9 km	1 5 分	ETC通勤割引	3 0 0 円 普通車
3 □		から（ ） 経由） まで	・ km	分		円
4 □		から（ ） 経由） まで	・ km	分		円
5 □		から（ ） 経由） まで	・ km	分		円
記入上の注意 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券（○箇月）、11枚つづり回数券等の別を記入する。 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（○箇月）の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券に 応ずる額を記入する。 4 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。 7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。					総通勤距離	42・9 km
					総所要時間	6 5 分

通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員（※特別急行列車等利用者は記入すること。）

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等						
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考	
1	自動車	住居から（ ） 経由）学校 まで	44・0 km	8 0 分		
2		から（ ） 経由） まで	・ km	分		
3		から（ ） 経由） まで	・ km	分		
4		から（ ） 経由） まで	・ km	分		
5		から（ ） 経由） まで	・ km	分		
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。					総通勤距離	44・0 km
					総所要時間	8 0 分

通勤経路の略図（朱線で経路を示す。）



注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

交通用具利用者の通勤距離測定表

私が、今回提出した通勤届に係る「交通用具の利用による通勤距離」の実測結果は下記のとおりです。

平成 2 2 年 4 月 7 日

学 校 名 ○○町立○○中学校

職 名 ○○

氏 名 ○○ ○○

記

○通常の通勤経路（注 1、2 参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) — (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成 2 2 年 4 月 〇 日 (○)	往路・復路	3 6 5 2	4 0 8 1	4 2 . 9 km
平成 2 2 年 4 月 〇 日 (○)	往路・復路	4 1 4 4	4 5 7 3	4 2 . 9 km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平 均 距 離				4 2 . 9 km

○通常の通勤経路以外の最短経路（注 3 参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) — (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成 2 2 年 4 月 〇 日 (○)	往路・復路	5 5 3 1	5 9 7 1	4 4 . 0 km
平成 2 2 年 4 月 〇 日 (○)	往路・復路	5 9 8 6	6 4 2 6	4 4 . 0 km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平 均 距 離				4 4 . 0 km

注 1. 往路、復路とも同一経路を通勤する場合は、往路及び復路それぞれを各 1 回計測し、その平均値を届出書に記載すること。

2. 往路と復路で通勤経路が異なる場合は、往路、復路についてそれぞれ 2 回の計測を行うこと。

3. 通常利用する経路以外に一般に利用しうる最短と思われる経路がある場合(保育所への送り

迎えの都合で迂回経路を通勤する場合、混雑を避けるために国道のバイパスを通勤しているが元の国道の方が距離的には近い場合・・・など)には、その経路についても、上記 1 又は 2 により計測を行い、届出書の「通勤経路の略図欄」に当該経路を青線で表示するとともに、計測結果を書き添えること。

4. 測定は、トリップメーター（表示距離を 0 にリセットすることができるメーターで、通常百メートル単位まで表示される。）を利用し、測定結果を百メートル単位まで記入するものとする。（出発時点で 0 にリセットしたうえで測定しても良い。）

5. 測定結果は、次のように記入すること。

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) — (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成17年10月 3日 (月)	往路・復路	1 2 3 4	1 4 5 6	2 2 . 2 km

通 勤 手 当 決 定 （ 改 定 ） 書

記載例 5

所 属		〇〇町立〇〇中学校		職員番号	〇〇〇〇〇〇		氏 名	〇〇 〇〇						
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等					平均1箇月当たりの通勤所要回数					回				
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運 賃 等 相 当 額		1箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		普通交通機関等の名称	利 用 区 間			回数券その他	定期券							
	1					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	3					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	4					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
								計	円					
自動車等の額（通勤手当に関する規則第6条の2の額） （自動車等の使用距離 42・9 km）								24,800 円	24,800 円	22年 4月から 年 月まで	1 箇月			
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号					1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額			計 円	※1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円以内のときの通勤手当の額は、上記通勤手当の額の合計額					
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき					56,200円 × [箇月]			円	年 月から 年 月まで	箇月				
特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等2分の1相当額の算出式	特別料金等2分の1相当額		1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		特別急行列車等の名称	利 用 区 間			回数券その他	定期券							
	1	高速自動車国道	南国ICから伊野ICまで	その他	300円×2×21日×20/21×1/2=6,000	6,000 円	(円 箇月)	6,000 円	6,000 円	22年 4月から 年 月まで	1 箇月	ETC通勤割引		
2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月				
								計	円					
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円 × [箇月]			円	年 月から 年 月まで	箇月				
決定事項	通勤手当の条項第1項 該当・非該当 ☒ 該当 (通勤手当に関する規則第5条) ☐ 非該当 理由				手当額の決定 通勤手当の各項第2項 ☐ 第1号 ☒ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 地域手当の支給される地域 ☐ 再任用短時間勤務職員 (平均1箇月当たりの通勤所要回数 回) ☐ 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 通勤手当の条項 ☒ 第3項				校 長		教 頭		係	
									取 扱 者					
									認 印					
				通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 職・氏名 〇〇町立〇〇中学校長 ◇◇ ◇◇ 印										

記載例 6（記載例 5 の変更・運賃等負担額の変更）

- 1 届出記入の経路が最も経済的かつ合理的な経路であるか確認する。

運賃の負担額の変更を理由として届出ているが、他に従前の届出内容と変更となっている箇所がないか確認する。

変更箇所があれば、通勤経路や支給要件についても再度審査を行う。

この届出は、車種の変更及び ETC を利用しなくなったことによる、高速料金の変更を届出たものであることを確認。

- 2 高速道路料金の確認（西日本高速道路株式会社料金表で確認）

区 間	普通車	軽 等	中型車
南国 IC～伊野 IC	600 円	550 円	700 円
E T C 利用の場合	300 円	300 円	350 円

- 3 通勤手当額及び支給単位期間の決定

高速道路利用総通勤距離 42.9km 手当額 24,800 円 は変更がない

高速道路利用額の 1/2 を加算・軽自動車に車種変更、ETC 利用なし

$$550 \text{ 円} \times 2 \times 21 \text{ 日} \times 1 / 2 = 11,550 \text{ 円}$$

$$(\text{片道料金} \times 2 (\text{往復の場合}) \times 21 \text{ 日} \times 1 / 2)$$

支給単位期間はそれぞれ 1 ヶ月とする。

- 4 支給始期の確認

変更となった高速道路利用に対する加算額は、事実発生年月日（H22.7.10・月の初日ではない）から 15 日以内（H22.7.22）の受理であるので届出の月の翌月（H22.8）からが支給始期となる。

通勤距離に対する手当については変更がないので、従前の支給始期（H22.4）のままとなる。

この例で、15 日を超えて届出された場合高速道路利用に対する加算額は受理した月の翌月から（受理日が月の初日の場合はその月）が支給始期となるが、変更前の高速道路利用に対する加算額が月額 11,550 円以上だった場合は、加算額の支給始期は 8 月からとなる。

・高速加算額について

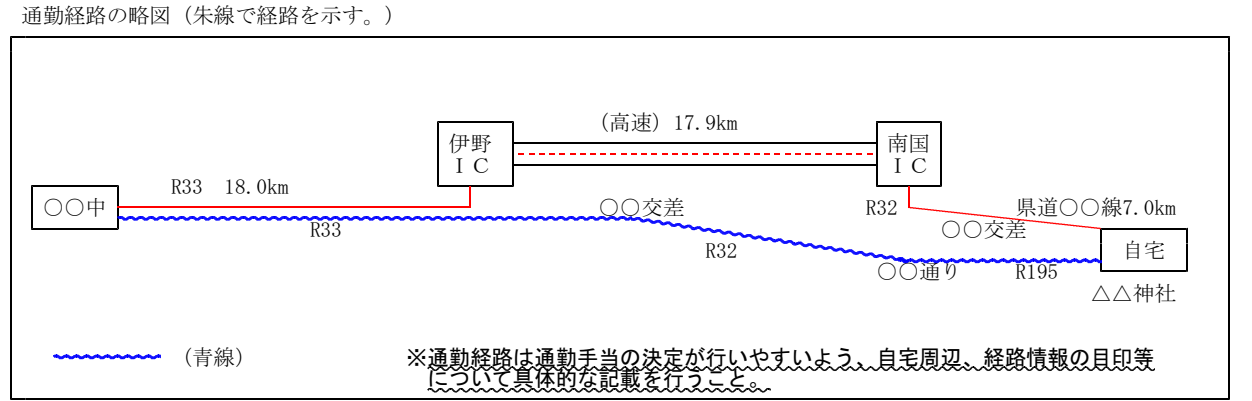
	事実発生日	学校受付日	支給始期
新規認定 増額改定	平成 22 年 7 月 10 日	平成 22 年 7 月 25 日	平成 22 年 8 月から
		平成 22 年 8 月 1 日	平成 22 年 8 月から
		平成 22 年 8 月 2 日	平成 22 年 9 月から
同額・減額改定	平成 22 年 7 月 10 日	平成 22 年 7 月 25 日	平成 22 年 8 月から
		平成 22 年 8 月 2 日	平成 22 年 8 月から

通 勤 届

〇〇町立〇〇中学校長 様		勤務公署	〇〇町立〇〇中学校			
		所在地	〇〇郡〇〇町〇〇〇			
住居	〇〇市〇〇町〇〇一〇		職員番号	〇〇〇〇〇〇	氏名	〇〇 〇〇 印
通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。 (喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。)						
届出の理由（該当するものの□にレ印を付ける。） ☐ 1 新規（ ☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） ☐ 2 住居の変更 ☒ 3 通勤経路又は方法の変更 ☒ 4 運賃等の負担額の変更 ☐ 5 その他（ ）			☒ 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。)			
			事実発生年月日	22 年 7 月 10 日		
			届出年月日	22 年 7 月 22 日		
			受理年月日	22 年 7 月 22 日		
□支給要件の喪失（上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。） 通勤経路及び方法等			※所属で届出を受理した日を記入			
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額 備 考
1 ☒	自動車	住居から（南国IC 経由）学校まで 伊野IC	42・9km	65分		円
2 ☒	"	南国ICから（ ） 経由）伊野ICまで	17・9km	15分		550円 軽自動車
3 ☐		から（ ） 経由） まで	・ km	分		円
4 ☐		から（ ） 経由） まで	・ km	分		円
5 ☐		から（ ） 経由） まで	・ km	分		円
記入上の注意 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券（○箇月）、11枚つづり回数券等の別を記入する。 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（○箇月）の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券に 応ずる額を記入する。 4 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。 7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。					総通勤距離	42・9 km
					総所要時間	65 分

通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員（※特別急行列車等利用者は記入すること。）

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等						
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考	
1	自動車	住居から（ ） 経由）学校 まで	44・0km	80分		
2		から（ ） 経由） まで	・ km	分		
3		から（ ） 経由） まで	・ km	分		
4		から（ ） 経由） まで	・ km	分		
5		から（ ） 経由） まで	・ km	分		
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。					総通勤距離	44・0 km
					総所要時間	80 分



注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

交通用具利用者の通勤距離測定表

私が、今回提出した通勤届に係る「交通用具の利用による通勤距離」の実測結果は下記のとおりです。

平成 2 2 年 7 月 2 2 日

学 校 名 ○○町立○○中学校

職 名 ○○

氏 名 ○○ ○○

記

○通常の通勤経路（注 1、2 参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) - (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成 2 2 年 7 月 〇 日 (○)	往路・復路	0 0	4 2 9	4 2 . 9 km
平成 2 2 年 7 月 〇 日 (○)	往路・復路	0 0	4 2 9	4 2 . 9 km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平 均 距 離				4 2 . 9 km

○通常の通勤経路以外の最短経路（注 3 参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) - (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成 2 2 年 7 月 〇 日 (○)	往路・復路	0 0	4 4 0	4 4 . 0 km
平成 2 2 年 7 月 〇 日 (○)	往路・復路	0 0	4 4 0	4 4 . 0 km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平 均 距 離				4 4 . 0 km

注 1. 往路、復路とも同一経路を通勤する場合は、往路及び復路それぞれを各 1 回計測し、その平均値を届出書に記載すること。

2. 往路と復路で通勤経路が異なる場合は、往路、復路についてそれぞれ 2 回の計測を行うこと。

3. 通常利用する経路以外に一般に利用しうる最短と思われる経路がある場合 (保育所への送り

迎いの都合で迂回経路を通勤する場合、混雑を避けるために国道のバイパスを通勤しているが元の国道の方が距離的には近い場合・・・など)には、その経路についても、上記 1 又は 2 により計測を行い、届出書の「通勤経路の略図欄」に当該経路を青線で表示するとともに、計測結果を書き添えること。

4. 測定は、トリップメーター（表示距離を 0 にリセットすることができるメーターで、通常百メートル単位まで表示される。）を利用し、測定結果を百メートル単位まで記入するものとする。（出発時点で 0 にリセットしたうえで測定しても良い。）

5. 測定結果は、次のように記入すること。

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) - (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成 17 年 10 月 3 日 (月)	往路・復路	1 2 3 4	1 4 5 6	2 2 . 2 km

通 勤 手 当 決 定 （ 改 定 ） 書

記載例 6

所 属		〇〇町立〇〇中学校		職員番号	〇〇〇〇〇〇		氏 名	〇〇 〇〇						
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等					平均1箇月当たりの通勤所要回数					回				
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運 賃 等 相 当 額		1箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		普通交通機関等の名称				回数券その他	定期券							
	1					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	3					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	4					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
								計	円					
自動車等の額（通勤手当に関する規則第6条の2の額） （自動車等の使用距離 42・9 km）								24,800 円	24,800 円	22年 4月から 年 月まで	1 箇月			
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号					1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額			計 円	※1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円以内のときの通勤手当の額は、上記通勤手当の額の合計額					
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき					56,200円 × [箇月]			円	年 月から 年 月まで	箇月				
特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等2分の1相当額の算出式	特別料金等2分の1相当額		1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		特別急行列車等の名称				回数券その他	定期券							
	1	高速自動車国道	南国ICから伊野ICまで	その他	550円×2×21日×1/2=11,550円	11,550円	(円 箇月)	11,550 円	11,550 円	22年 8月から 年 月まで	1 箇月			
2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月				
								計	円					
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円 × [箇月]			円	年 月から 年 月まで	箇月				
決定事項	☒ 通勤手当の条項第1項 該当・非該当 ☐ 該当（ ☐ 通勤手当に関する規則第5条） ☐ 非該当 理由				手当額の決定 通勤手当の各項第2項 ☐ 第1号 ☒ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 地域手当の支給される地域 ☐ 再任用短時間勤務職員 （平均1箇月当たりの通勤所要回数 回） ☐ 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☒ 通勤手当の条項 ☐ 第3項				校 長		教 頭		係	
									取 扱 者					
									認 印					
				通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 職・氏名 〇〇町立〇〇中学校長 ◇◇ ◇◇ 印										

記載例 7（交通用具・高速道路利用の場合（時間要件））

- 届出記入の経路が最も経済的かつ合理的な経路であるか確認する。

自動車の使用経路は、高速を利用する・利用しない場合とも他に最短距離となる経路がないことを確認。

（通勤届記入経路以外に一般に利用しうる最短と思われる経路がある場合にはその経路の測定を依頼し、結果を比較する。）

- 特別急行列車等の利用基準に該当しているかの確認（高速道路利用）

通勤時間 80 分以上の時間要件に該当

利用区間 区間距離 20km 以上利用は 30 分以上短縮効果みなし区間のため要件該当

- 高速道路料金の確認（西日本高速道路株式会社料金表で確認）

区 間	普通車	軽 等	中型車
〇〇IC～△△IC	750 円	650 円	900 円
E T C 利用の場合	400 円	350 円	450 円

- 通勤手当額及び支給単位期間の決定

高速道路利用総通勤距離 38.3km に対する手当額 22,000 円

高速道路利用額の 1/2 を加算・ETC 利用の場合（普通車）

$$400 \text{ 円} \times 2 \times 21 \text{ 日} \times 20/21 \times 1 / 2 = 8,000 \text{ 円}$$

$$(\text{片道料金} \times 2 (\text{往復の場合}) \times 21 \text{ 日} \times 20/21 (\text{割引率}) \times 1 / 2)$$

支給単位期間はそれぞれ 1 ヶ月とする。

- 支給始期の確認

事実発生年月日（H22.6.18・月の初日ではない）から 15 日以内（H22.7.3）の受理であるので届出の月の翌月（H22.7）からを支給の始期とする。

この例で、15 日を超えて届出された場合は受理した月の翌月から（受理日が月の初日の場合はその月）を支給の始期とするが、変更前の通勤手当受給額が月額 30,000 円以上だった場合、支給始期は 7 月からとする。

	事実発生日	学校受付日	支給始期
新規認定 増額改定	平成 22 年 6 月 18 日	平成 22 年 7 月 3 日	平成 22 年 7 月から
		平成 22 年 7 月 4 日	平成 22 年 8 月から
		平成 22 年 8 月 1 日	平成 22 年 8 月から
同額・減額改定	平成 22 年 6 月 18 日	平成 22 年 7 月 3 日	平成 22 年 7 月から
		平成 22 年 7 月 4 日	平成 22 年 7 月から

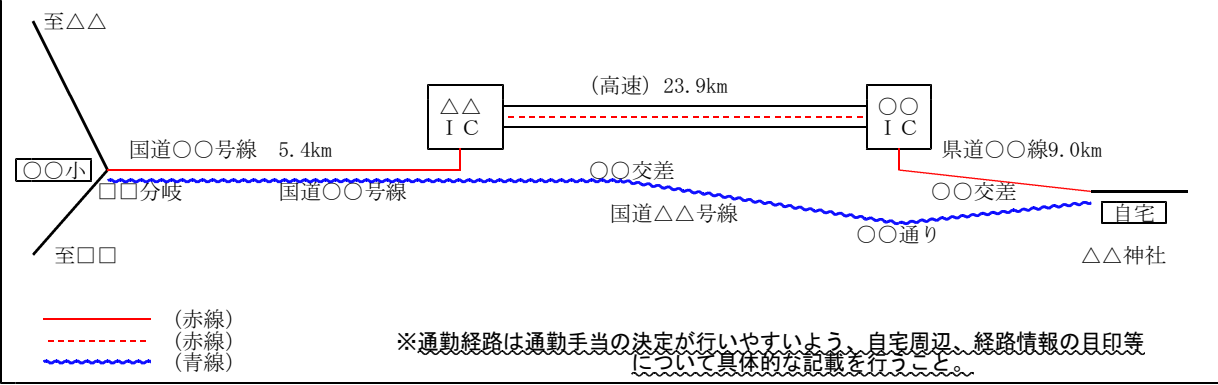
通 勤 届

〇〇市立〇〇小学校長 様		勤務公署		〇〇市立〇〇小学校			
		所在地		〇〇市〇〇町〇〇〇			
住 居	〇〇市〇〇町〇〇一〇	職員番号	〇〇〇〇〇〇	氏 名	〇〇 〇〇 印 [㊞]		
通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。 （喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。）							
届出の理由（該当するものの□にレ印を付ける。） ☒ 1 新規（ ☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） ☐ 2 住居の変更 ☐ 3 通勤経路又は方法の変更 ☐ 4 運賃等の負担額の変更 ☐ 5 その他（ ）			☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある （該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。）				
			事実発生日	22 年 6 月 18 日			
			届出年月日	22 年 7 月 3 日			
			受理年月日	22 年 7 月 3 日			
□支給要件の喪失（上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。）			※所属で届出を受理した日を記入				
通勤経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1 □	自動車	住 居 から（〇〇IC経由）学校 まで △△IC	38・3km	46分		円	
2 □	"	〇〇ICから（ 経由）△△ICまで	23・9km	18分	ETC通勤割引	400円	普通車
3 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
4 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
5 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
記入上の注意 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券（○箇月）、11枚つづり回数券等の別を記入する。 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（○箇月）の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券に 応ずる額を記入する。 4 住路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。 7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。						総通勤距離	38・3 km
						総所要時間	46分

通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員（※特別急行列車等利用者は記入すること。）

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等						
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考	
1	自動車	住居から（ 経由）学校 まで	38・1km	85分		
2		から（ 経由） まで	・ km	分		
3		から（ 経由） まで	・ km	分		
4		から（ 経由） まで	・ km	分		
5		から（ 経由） まで	・ km	分		
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。					総通勤距離	38・1 km
					総所要時間	85分

通勤経路の略図（朱線で経路を示す。）



注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

交通用具利用者の通勤距離測定表

私が、今回提出した通勤届に係る「交通用具の利用による通勤距離」の実測結果は下記のとおりです。

平成 2 2 年 7 月 3 日

学 校 名 ○○市立○○小学校

職 名 ○○

氏 名 ○○ ○○

記

○通常の通勤経路（注 1、2 参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) — (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成 2 2 年 6 月 〇 日 (○)	往路・復路	3 6 5 2	4 0 3 5	3 8 . 3 km
平成 2 2 年 6 月 〇 日 (○)	往路・復路	4 9 0 6	5 2 8 9	3 8 . 3 km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平 均 距 離				3 8 . 3 km

○通常の通勤経路以外の最短経路（注 3 参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) — (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成 2 2 年 6 月 〇 日 (○)	往路・復路	5 3 0 4	5 6 8 5	3 8 . 1 km
平成 2 2 年 6 月 〇 日 (○)	往路・復路	6 5 0 1	6 8 8 2	3 8 . 1 km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平 均 距 離				3 8 . 1 km

注 1. 往路、復路とも同一経路を通勤する場合は、往路及び復路それぞれを各 1 回計測し、その平均値を届出書に記載すること。

2. 往路と復路で通勤経路が異なる場合は、往路、復路についてそれぞれ 2 回の計測を行うこと。

3. 通常利用する経路以外に一般に利用しうる最短と思われる経路がある場合(保育所への送り

迎えの都合で迂回経路を通勤する場合、混雑を避けるために国道のバイパスを通勤しているが元の国道の方が距離的には近い場合・・・など)には、その経路についても、上記 1 又は 2 により計測を行い、届出書の「通勤経路の略図欄」に当該経路を青線で表示するとともに、計測結果を書き添えること。

4. 測定は、トリップメーター（表示距離を 0 にリセットすることができるメーターで、通常百メートル単位まで表示される。）を利用し、測定結果を百メートル単位まで記入するものとする。（出発時点で 0 にリセットしたうえで測定しても良い。）

5. 測定結果は、次のように記入すること。

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) — (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成17年10月 3 日 (月)	往路・復路	1 2 3 4	1 4 5 6	2 2 . 2 km

高速自動車国道を利用しない場合の通勤時間測定表

高速自動車国道を利用しない場合の通勤時間について、実際に測定した内容（往復各2回測定）は、下記のとおりです。

学校名 〇〇市立〇〇小学校

氏 名 〇〇 〇〇

記

（往路）

測定年月日	曜日	測定距離	測定時間	出発時刻	到着時刻	天候
平成22年 6月 〇日	火曜日	38.1 Km	85分	7時00分	8時25分	晴れ
平成22年 6月 〇日	木曜日	38.1 Km	80分	6時50分	8時10分	晴れ

（復路）

測定年月日	曜日	測定距離	測定時間	出発時刻	到着時刻	天候
平成22年 6月 〇日	火曜日	38.1 Km	85分	17時25分	18時50分	晴れ
平成22年 6月 〇日	木曜日	38.1 Km	80分	17時35分	18時55分	晴れ

※注意事項

測定は、雨天時等、通常と異なる交通量が考えられる日を避けること。

通 勤 手 当 決 定 （ 改 定 ） 書

記載例7

所 属		〇〇市立〇〇小学校		職員番号	〇〇〇〇〇〇		氏 名	〇〇 〇〇						
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等					平均1箇月当たりの通勤所要回数					回				
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運 賃 等 相 当 額		1箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		普通交通機関等の名称	利 用 区 間			回数券その他	定期券							
	1					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	3					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
4					円	(円 箇月)	円	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
								計	円					
自動車等の額（通勤手当に関する規則第6条の2の額） （自動車等の使用距離 38・3 km）								22,000 円	22,000 円	22 年 7 月から 年 月まで	1 箇月			
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号					1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額			計 円	※1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円以内のときの通勤手当の額は、上記通勤手当の額の合計額					
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき					56,200円 × [箇月]			円	年 月から 年 月まで	箇月				
特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等2分の1相当額の算出式	特別料金等2分の1相当額		1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		特別急行列車等の名称	利 用 区 間			回数券その他	定期券							
	1	高速自動車国道	〇〇ICから△△ICまで	その他	400円×2×21日×20/21×1/2=8,000	8,000 円	(円 箇月)	8,000 円	8,000 円	22 年 7 月から 年 月まで	1 箇月	ETC通勤割引		
2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月				
								計	円					
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円 × [箇月]			円	年 月から 年 月まで	箇月				
決定事項	☒ 通勤手当の条項第1項 該当・非該当 ☐ 該当（ ☐ 通勤手当に関する規則第5条） ☐ 非該当 理由				手当額の決定 通勤手当の各項第2項 ☐ 第1号 ☒ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 地域手当の支給される地域 ☐ 再任用短時間勤務職員 （平均1箇月当たりの通勤所要回数 回） ☐ 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☒ 通勤手当の条項 ☐ 第3項				校 長		教 頭		係	
									取 扱 者					
								認 印						
								通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 職・氏名 〇〇市立〇〇小学校長 ◇◇ ◇◇ 印						

記載例 8（記載例 1 の住居変更・バス+自転車利用の場合）

1 届出記入の経路が最も経済的かつ合理的な経路であるか確認する。

従前の届出の区間と同一区間が一部あるが、通勤経路全体やその支給要件についても再度審査を行う。

注・業務開始時間の関係で最短路線利用とならない場合などは理由を確認しておくこと。

2 通勤手当額及び支給単位期間の決定

バス利用区間については従前と同一区間で認定。料金に変更がなければ従前の決定事項を引き継ぐ（1 月あたりで安価な 3 ヶ月定期券利用 71,820 円 支給単位期間を 3 ヶ月 平成 22 年 4 月からで支給決定済み）

自転車使用距離 3.0km に対する手当額 3,300 円 支給単位期間 1 ヶ月

3 支給始期の確認

変更となる自転車利用の区間については、事実発生年月日（H22.5.20・月の初日ではない）から 15 日以内（H22.5.26）の受理であるので届出の月の翌月（H22.6）からを支給の始期とする。

バス利用区間については変更がないので従前の認定事項のままとする。

この例で、15 日を超えて届出された場合は受理した月の翌月から（受理日が月の初日の場合はその月）を支給の始期とするが、変更前の通勤手当受給額が月額 27,240 円以上だった場合、支給始期は 6 月からとなる。

・自転車利用について

	事実発生日	学校受付日	支給始期
新規認定 増額改定	平成 22 年 5 月 20 日	平成 22 年 6 月 4 日	平成 22 年 6 月から
		平成 22 年 6 月 5 日	平成 22 年 7 月から
		平成 22 年 8 月 1 日	平成 22 年 8 月から
減額改定	平成 20 年 5 月 20 日	平成 22 年 6 月 4 日	平成 22 年 6 月から
		平成 22 年 8 月 1 日	平成 22 年 6 月から

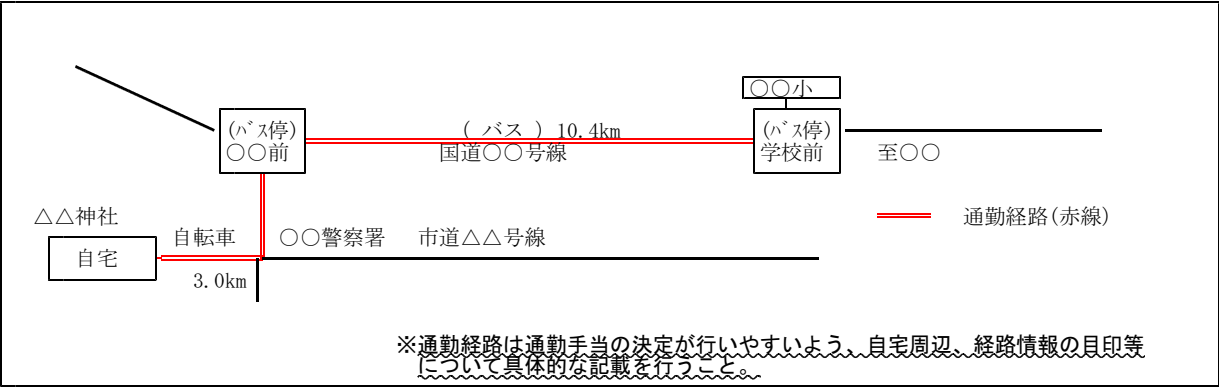
通 勤 届

〇〇市立〇〇小学校長様		勤務公署	〇〇市立〇〇小学校				
		所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇				
住居	〇〇市〇〇町〇〇一〇		職員番号	〇〇〇〇〇〇	氏名	〇〇 〇〇 印	
通勤手当に関する規則第 3 条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。 (喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。)							
届出の理由（該当するものの□にレ印を付ける。） ☐ 1 新規（ ☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） ☒ 2 住居の変更 ☐ 3 通勤経路又は方法の変更 ☐ 4 運賃等の負担額の変更 ☐ 5 その他（ ）			☒ 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。)				
			事実発生年月日		22 年 5 月 20 日		
			届出年月日		22 年 5 月 26 日		
			受理年月日		22 年 5 月 26 日		
□支給要件の喪失（上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。）							
通勤経路及び方法等			※所属で届出を受理した日を記入				
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1 □	自転車	住 居 から（ 経由） 〇〇前 まで	3・0km	15 分		円	
2 ☒	バス	〇〇前 から（ 経由） 学校前 まで	10.4 km	30 分	ですか	600 円	県交通
3 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
4 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
5 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
記入上の注意 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券（〇箇月）、11枚つづり回数券等の別を記入する。 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（〇箇月）の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券に 応ずる額を記入する。 4 住路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。 7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。					総通勤距離		13・4 km
					総所要時間		45 分

通勤手当の条項第 3 項の規定の適用を受ける職員（※特別急行列車等利用者は記入すること。）

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考		
1		住居から（ 経由） まで	・ km	分			
2		から（ 経由） まで	・ km	分			
3		から（ 経由） まで	・ km	分			
4		から（ 経由） まで	・ km	分			
5		から（ 経由） まで	・ km	分			
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。					総通勤距離		・ km
					総所要時間		分

通勤経路の略図（朱線で経路を示す。）



注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

交通用具利用者の通勤距離測定表

私が、今回提出した通勤届に係る「交通用具の利用による通勤距離」の実測結果は下記のとおりです。

平成 2 2 年 5 月 2 6 日

学 校 名 ○○市立○○小学校

職 名 ○○

氏 名 ○○ ○○

記

○通常の通勤経路（注 1、2 参照）（自転車でも距離の測定は必要。自動車で測定した場合）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) — (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成 2 2 年 5 月 〇 日 (○)	往路・復路	3 6 5 2	3 6 8 2	3 . 0 km
平成 2 2 年 5 月 〇 日 (○)	往路・復路	3 6 8 2	3 7 1 2	3 . 0 km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平 均 距 離				3 . 0 km

○通常の通勤経路以外の最短経路（注 3 参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) — (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路			. km
平 均 距 離				. km

注 1. 往路、復路とも同一経路を通勤する場合は、往路及び復路それぞれを各 1 回計測し、その平均値を届出書に記載すること。

2. 往路と復路で通勤経路が異なる場合は、往路、復路についてそれぞれ 2 回の計測を行うこと。

3. 通常利用する経路以外に一般に利用しうる最短と思われる経路がある場合 (保育所への送り

迎いの都合で迂回経路を通勤する場合、混雑を避けるために国道のバイパスを通勤しているが元の国道の方が距離的には近い場合・・・など)には、その経路についても、上記 1 又は 2 により計測を行い、届出書の「通勤経路の略図欄」に当該経路を青線で表示するとともに、計測結果を書き添えること。

4. 測定は、トリップメーター（表示距離を 0 にリセットすることができるメーターで、通常百メートル単位まで表示される。）を利用し、測定結果を百メートル単位まで記入するものとする。（出発時点で 0 にリセットしたうえで測定しても良い。）

5. 測定結果は、次のように記入すること。

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) — (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成17年10月 3 日 (月)	往路・復路	1 2 3 4	1 4 5 6	2 2 . 2 km

通 勤 手 当 決 定 （ 改 定 ） 書

記載例 8

所 属		〇〇市立〇〇小学校		職員番号	〇〇〇〇〇〇		氏 名	〇〇 〇〇						
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等					平均1箇月当たりの通勤所要回数					回				
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運 賃 等 相 当 額		1箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		普通交通機関等の名称				回数券その他	定期券							
	1	バス	〇〇前から学校前まで	ですか	$600 \times 95 / 100 \times 2 \times 21 = 22,909$	23,940円	(円 箇月)	23,940円	23,940円	22年4月から 年 月まで	1 箇月			
	2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	3					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	4					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
								計	円					
自動車等の額（通勤手当に関する規則第6条の2の額） （自動車等の使用距離 3 ・ 0 km）								3,300円	3,300円	22年6月から 年 月まで	1 箇月			
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第6条の3 ☒ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号					1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額			計26,209円	※1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円以内のときの通勤手当の額は、上記通勤手当の額の合計額					
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき					56,200円 × [箇月]			円	年 月から 年 月まで	箇月				
特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等2分の1相当額の算出式	特別料金等2分の1相当額		1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		特別急行列車等の名称				回数券その他	定期券							
	1					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月				
								計	円					
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円 × [箇月]			円	年 月から 年 月まで	箇月				
決 定 事 項	☒ 通勤手当の条項第1項 該当・非該当 ☐ 該当（ ☐ 通勤手当に関する規則第5条） ☐ 非該当 理由				手当額の決定 通勤手当の条項第2項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☒ 第3号 ☐ 地域手当の支給される地域 ☐ 再任用短時間勤務職員 （平均1箇月当たりの通勤所要回数 回） ☒ 規則第6条の3 ☒ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 通勤手当の条項 ☐ 第3項				校 長		教 頭		係	
									取 扱 者					
									認 印					
				通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 職・氏名 〇〇市立〇〇小学校長 ◇◇ ◇◇ 印										

記載例 9（支給要件の喪失）

1 支給終期の確認

支給の終期は要件を欠くに至った日（H22.7.31 事実発生年月日）の属する月となる
となるので、支給終期は7月となる。

（事実発生年月日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月までとなる。）

	事実発生日	学校受付日	支給終期
支給要件喪失	平成 22 年 7 月 31 日	平成 22 年 7 月 31 日	平成 22 年 7 月まで
		平成 22 年 8 月 1 日	
	平成 22 年 8 月 1 日	平成 22 年 8 月 1 日	
		平成 22 年 8 月 2 日	

通 勤 届

〇〇市立〇〇小学校長様		勤務公署	〇〇市立〇〇小学校			
		所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇			
住居	高知市本町〇〇一〇	職員番号	〇〇〇〇〇〇	氏名	〇〇 〇〇	印⑥
通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。 (喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。)						
届出の理由（該当するものの□にレ印を付ける。） ☐ 1 新規（☐異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） ☒ 2 住居の変更 ☐ 3 通勤経路又は方法の変更 ☐ 4 運賃等の負担額の変更 ☐ 5 その他（ ） ☒ 支給要件の喪失（上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。） 通勤経路及び方法等			☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。)			
			事実発生年月日		22 年 7 月 31 日	
			届出年月日		22 年 8 月 1 日	
			受理年月日		22 年 8 月 1 日	
※所属で届出を受理した日を記入						
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額 備 考
1 □		住 居 から（ 経由） まで	・ km	分		円
2 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円
3 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円
4 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円
5 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円
記入上の注意 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券（○箇月）、11枚つづり回数券等の別を記入する。 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（○箇月）の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券に 応ずる額を記入する。 4 住路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。 7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。					総通勤距離	・ km
					総所要時間	分

通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員（※特別急行列車等利用者は記入すること。）

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等						
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考	
1		住居から（ 経由） まで	・ km	分		
2		から（ 経由） まで	・ km	分		
3		から（ 経由） まで	・ km	分		
4		から（ 経由） まで	・ km	分		
5		から（ 経由） まで	・ km	分		
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。					総通勤距離	・ km
					総所要時間	分

通勤経路の略図（朱線で経路を示す。）

※ 記入不要

注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

通 勤 手 当 決 定 （ 改 定 ） 書

記載例 9

所 属		〇〇市立〇〇小学校		職員番号	〇〇〇〇〇〇		氏 名	〇〇 〇〇						
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等					平均1箇月当たりの通勤所要回数					回				
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運 賃 等 相 当 額		1箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		普通交通機関等の名称				回数券その他	定期券							
	1					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	3					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	4					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
								計	円					
自動車等の額（通勤手当に関する規則第6条の2の額） （自動車等の使用距離 km）								円	円	年 月から 22年 7月まで	1 箇月			
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号					1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額			計	円	※1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円以内のときの通勤手当の額は、上記通勤手当の額の合計額				
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき					56,200円 × [箇月]				円	年 月から 年 月まで	箇月			
特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等2分の1相当額の算出式	特別料金等2分の1相当額		1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		特別急行列車等の名称				回数券その他	定期券							
	1					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月				
								計	円					
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円 × [箇月]				円	年 月から 年 月まで	箇月			
決定事項	通勤手当の条項第1項 該当・非該当 ☒ 該当（ ☐ 通勤手当に関する規則第5条） ☒ 非該当 理由				手当額の決定 通勤手当の条項第2項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 地域手当の支給される地域 ☐ 再任用短時間勤務職員 （平均1箇月当たりの通勤所要回数 回） ☐ 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 通勤手当の条項 ☐ 第3項				校 長		教 頭		係	
	支給要件の喪失				取 扱 者 認 印		平成 年 月 日 職・氏名 〇〇市立〇〇小学校長 ◇◇ ◇◇ 印		通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。					

記載例 10（一般に利用しうる最短経路がある場合）

- 1 届出記入の経路が最も経済的かつ合理的な経路であるか確認する。
通勤の実情以外に一般に利用しうる最短経路の記入があるので、その経路について確認し、距離の比較を行う。
- 2 通勤手当額及び支給単位期間の決定
一般に利用しうる最短経路での認定が妥当と思われるので、その距離に対する手当額で認定する。
自動車使用距離 4.9km に対する手当額 3,300 円 支給単位期間 1 ヶ月 として支給決定する。
- 3 支給始期の確認
事実発生年月日（H22.4.1・月の初日）から 15 日以内（H22.4.7）の受理であるので届出の月（H22.4）からが支給始期となる。
この例で、15 日を超えて届出された場合は受理した月の翌月から（受理日が月の初日の場合はその月）が支給始期となるが、変更前の通勤手当受給額が 1 月あたり 3,300 円以上だった場合、支給始期は 4 月からとなる。

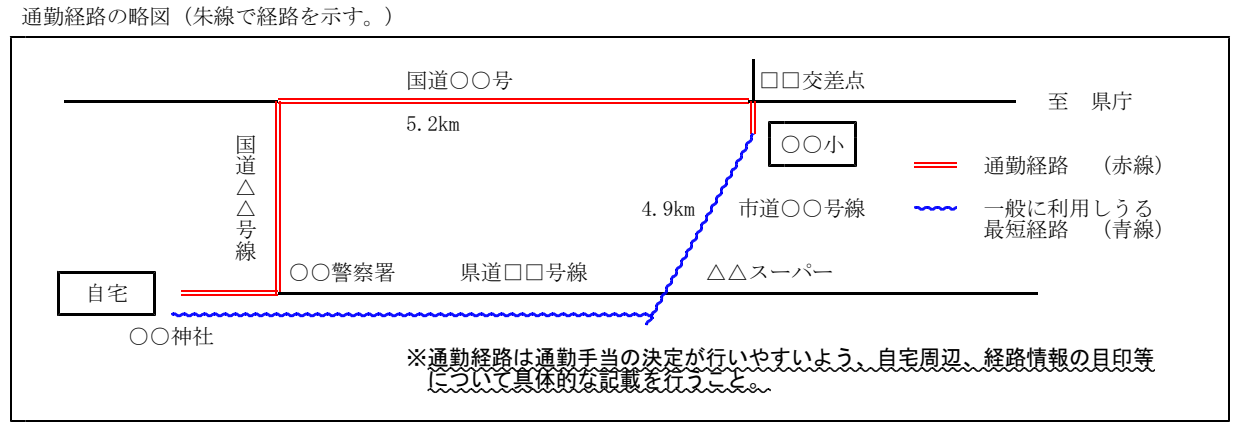
	事実発生日	学校受付日	支給始期
新規認定 増額改定	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月から
		平成 22 年 4 月 17 日	平成 22 年 5 月から
		平成 22 年 5 月 1 日	平成 22 年 5 月から
同額・減額改定	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月から
		平成 22 年 4 月 17 日	平成 22 年 4 月から

通 勤 届

〇〇市立〇〇小学校長様		勤務公署	〇〇市立〇〇小学校				
		所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇				
住居	〇〇市〇〇町〇〇一〇		職員番号	〇〇〇〇〇〇	氏名	〇〇 〇〇 印	
通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。 (喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。)							
届出の理由（該当するものの□にレ印を付ける。） ☐ 1 新規（ ☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） ☐ 2 住居の変更 ☒ 3 通勤経路又は方法の変更 ☐ 4 運賃等の負担額の変更 ☐ 5 その他（ ）			☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。)				
			事実発生年月日	22 年 4 月 1 日			
			届出年月日	22 年 4 月 7 日			
			受理年月日	22 年 4 月 7 日			
□支給要件の喪失（上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。）			※所属で届出を受理した日を記入				
通勤経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1 □	自動車	住 居 から（ 経由） 学校 まで	5・2km	20 分		円	
2 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
3 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
4 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
5 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
記入上の注意 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券（○箇月）、11枚つづり回数券等の別を記入する。 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（○箇月）の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券に 応ずる額を記入する。 4 住路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。 7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。						総通勤距離	5・2 km
						総所要時間	20 分

通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員（※特別急行列車等利用者は記入すること。）

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等						
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考	
1		住居から（ 経由） まで	・ km	分		
2		から（ 経由） まで	・ km	分		
3		から（ 経由） まで	・ km	分		
4		から（ 経由） まで	・ km	分		
5		から（ 経由） まで	・ km	分		
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。					総通勤距離	・ km
					総所要時間	分



注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

交通用具利用者の通勤距離測定表

私が、今回提出した通勤届に係る「交通用具の利用による通勤距離」の実測結果は下記のとおりです。

平成 2 2 年 4 月 7 日

学 校 名 ○○市立○○小学校

職 名 ○○

氏 名 ○○ ○○

記

○通常の通勤経路（注 1、2 参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離												通勤距離 (B)－(A)		
		出発時点 (A)						到着時点 (B)								
平成 2 2 年 4 月○ 日（○）	往路・復路				3	6	5	2				3	7	0	4	5. 2 km
平成 2 2 年 4 月○ 日（○）	往路・復路				4	0	3	4				4	0	8	6	5. 2 km
平成 年 月 日（ ）	往路・復路															. km
平成 年 月 日（ ）	往路・復路															. km
平 均 距 離														5. 2 km		

○通常の通勤経路以外の最短経路（注 3 参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップ [°] メーターの表示距離												通勤距離 (B)－(A)		
		出発時点(A)						到着時点(B)								
平成22年4月○日(○)	往路・復路				4	4	1	6				4	4	6	5	4.9 km
平成22年4月○日(○)	往路・復路				4	5	8	5				4	6	3	4	4.9 km
平成 年 月 日()	往路・復路															. km
平成 年 月 日()	往路・復路															. km
平均距離														4.9 km		

- 注 1. 往路・復路とも同一経路を通勤する場合は、往路及び復路それぞれを各 1 回計測し、その平均値を届出書に記載すること。
2. 往路と復路で通勤経路が異なる場合は、往路、復路についてそれぞれ 2 回の計測を行うこと。
3. 通常利用する経路以外に一般に利用しうる最短と思われる経路がある場合 (保育所への送り

迎えの都合で迂回経路を通勤する場合、混雑を避けるために国道のバイパスを通勤しているが元の国道の方が距離的には近い場合・・・など)には、その経路についても、上記 1 又は 2 により計測を行い、届出書の「通勤経路の略図欄」に当該経路を青線で表示するとともに、計測結果を書き添えること。

4. 測定は、トリップメーター（表示距離を 0 にリセットすることができるメーターで、通常百メートル単位まで表示される。）を利用し、測定結果を百メートル単位まで記入するものとする。（出発時点で 0 にリセットしたうえで測定しても良い。）
5. 測定結果は、次のように記入すること。

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離										通勤距離 (B)－(A)				
		出発時点(A)				到着時点(B)										
平成17年10月3日（月）	往路・復路	！	！	！	1	2	3	4	！	！	！	1	4	5	6	22.2km

通 勤 手 当 決 定 （ 改 定 ） 書

記載例 1 0

所 属		〇〇市立〇〇小学校		職員番号	〇〇〇〇〇〇		氏 名	〇〇 〇〇						
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等					平均 1 箇月当たりの通勤所要回数					回				
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運 賃 等 相 当 額		1 箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		普通交通機関等の名称				回数券その他	定期券							
	1					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	3					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	4					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
								計	円					
自動車等の額（通勤手当に関する規則第6条の2の額） （自動車等の使用距離 4 ・ 9 km）								3,300 円	3,300 円	22 年 4 月から 年 月まで	1 箇月			
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号					1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額			計 円	※1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200円以内のときの通勤手当の額は、上記通勤手当の額の合計額					
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき					56,200円 × [箇月]			円	年 月から 年 月まで	箇月				
特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等2分の1相当額の算出式	特別料金等2分の1相当額		1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		特別急行列車等の名称				回数券その他	定期券							
	1					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月				
								計	円					
1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円 × [箇月]			円	年 月から 年 月まで	箇月				
決定事項	☒ 通勤手当の条項第1項 該当・非該当 ☐ 該当（ ☐ 通勤手当に関する規則第5条） ☐ 非該当 理由				手当額の決定 通勤手当の各項第2項 ☐ 第1号 ☒ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 地域手当の支給される地域 ☐ 再任用短時間勤務職員 （平均1 箇月当たりの通勤所要回数 回） ☐ 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 通勤手当の条項 ☐ 第3項				校 長		教 頭		係	
									取扱者 認 印					
									通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 職・氏名 〇〇市立〇〇小学校長 ◇◇ ◇◇ 印					

記載例 1 1（駐車場が勤務公署と離れている場合）

- 1 届出記入の経路が最も経済的かつ合理的な経路であるか確認する。

地図での位置確認により、自宅から駐車場までの距離が自宅から学校までの一般に利用しうる最短経路の距離より短いことを確認する。判断が難しい時は測定を依頼する。

- 2 通勤手当額及び支給単位期間の決定

自宅から駐車場までの距離で認定する。

自動車使用距離 4.6km に対する手当額 3,300 円 支給単位期間 1 ヶ月 とし
て支給決定する。

- 3 支給始期の確認

事実発生年月日（H22.4.1・月の初日）から 15 日以内（H22.4.7）の受理であるので
届出の月（H22.4）からが支給始期となる。

この例で、15 日を超えて届出された場合は受理した月の翌月から（受理日が月の初
日の場合はその月）が支の始期となるが、変更前の通勤手当受給額が 1 月あたり 3,300
円以上だった場合、支給始期は 4 月からとなる。

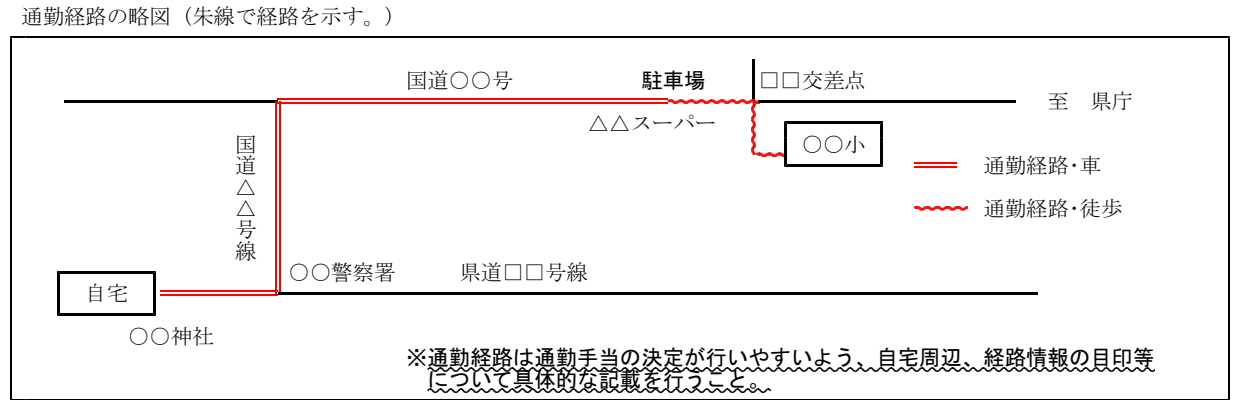
	事実発生日	学校受付日	支給始期
新規認定 増額改定	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月から
		平成 22 年 4 月 17 日	平成 22 年 5 月から
		平成 22 年 5 月 1 日	平成 22 年 5 月から
同額・減額改定	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月から
		平成 22 年 4 月 17 日	平成 22 年 4 月から

通 勤 届

〇〇市立〇〇小学校長様		勤務公署	〇〇市立〇〇小学校					
		所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇					
住居	〇〇市〇〇町〇〇一〇		職員番号	〇〇〇〇〇〇	氏名	〇〇 〇〇	印	印
通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。 (喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。)								
届出の理由（該当するものの□にレ印を付ける。） ☐ 1 新規（ ☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） ☐ 2 住居の変更 ☒ 3 通勤経路又は方法の変更 ☐ 4 運賃等の負担額の変更 ☐ 5 その他（ ）				☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。)				
				事実発生年月日		22 年 4 月 1 日		
				届出年月日		22 年 4 月 7 日		
				受理年月日		22 年 4 月 7 日		
□支給要件の喪失（上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。）				※所属で届出を受理した日を記入				
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考	
1 □	自動車	住 居 から（ 経由） 駐 車 場 まで	4 ・ 6 km	2 0 分		円		
2 □	徒 歩	駐 車 場 から（ 経由） 学 校 まで	0 ・ 4 km	5 分		円		
3 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円		
4 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円		
5 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円		
記入上の注意 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券（○箇月）、11枚つづり回数券等の別を記入する。 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（○箇月）の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券に 応ずる額を記入する。 4 住路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。 7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。						総通勤距離	5 ・ 0 km	
						総所要時間	2 5 分	

通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員（※特別急行列車等利用者は記入すること。）

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等						
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考	
1		住居から（ 経由） まで	・ km	分		
2		から（ 経由） まで	・ km	分		
3		から（ 経由） まで	・ km	分		
4		から（ 経由） まで	・ km	分		
5		から（ 経由） まで	・ km	分		
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。					総通勤距離	・ km
					総所要時間	分



注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

交通用具利用者の通勤距離測定表

私が、今回提出した通勤届に係る「交通用具の利用による通勤距離」の実測結果は下記のとおりです。

平成 2 2 年 4 月 7 日

学 校 名 ○○市立○○小学校

職 名 ○○

氏 名 ○○ ○○

記

○通常の通勤経路（注 1、2 参照）

（駐車場までの測定結果）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離								通勤距離 (B)－(A)				
		出発時点 (A)				到着時点 (B)								
平成 2 2 年 4 月○ 日 (○)	往路・復路			3	6	5	2			3	6	9	8	4 . 6 km
平成 2 2 年 4 月○ 日 (○)	往路・復路			4	0	3	4			4	0	8	0	4 . 6 km
平成 年 月 日 ()	往路・復路													. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路													. km
平 均 距 離										4 . 6 km				

○通常の通勤経路以外の最短経路（注 3 参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップ [°] メーターの表示距離								通勤距離 (B)－(A)
		出発時点 (A)				到着時点 (B)				
平成 年 月 日 ()	往路・復路									. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路									. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路									. km
平成 年 月 日 ()	往路・復路									. km
平 均 距 離										. km

注 1. 往路、復路とも同一経路を通勤する場合は、往路及び復路それぞれを各 1 回計測し、その平均値を届出書に記載すること。

2. 往路と復路で通勤経路が異なる場合は、往路、復路についてそれぞれ 2 回の計測を行うこと。

3. 通常利用する経路以外に一般に利用しうる最短と思われる経路がある場合 (保育所への送り

迎いの都合で迂回経路を通勤する場合、混雑を避けるために国道のバイパスを通勤しているが元の国道の方が距離的には近い場合・・・など)には、その経路についても、上記 1 又は 2 により計測を行い、届出書の「通勤経路の略図欄」に当該経路を青線で表示するとともに、計測結果を書き添えること。

4. 測定は、トリップメーター（表示距離を 0 にリセットすることができるメーターで、通常百メートル単位まで表示される。）を利用し、測定結果を百メートル単位まで記入するものとする。（出発時点で 0 にリセットしたうえで測定しても良い。）

5. 測定結果は、次のように記入すること。

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップ [°] メーターの表示距離										通勤距離 (B)－(A)				
		出発時点 (A)				到着時点 (B)										
平成17年10月 3日（月）	往路・復路	！	！	！	1	2	3	4	！	！	！	1	4	5	6	2 2 . 2 km

通 勤 手 当 決 定 （ 改 定 ） 書

記載例 1 1

所 属		〇〇市立〇〇小学校		職員番号	〇〇〇〇〇〇		氏 名	〇〇 〇〇						
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等					平均1箇月当たりの通勤所要回数					回				
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運 賃 等 相 当 額		1箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		普通交通機関等の名称				回数券その他	定期券							
	1					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	3					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	4					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
								計	円					
自動車等の額（通勤手当に関する規則第6条の2の額） （自動車等の使用距離 4 ・ 6 km）								3,300 円	3,300 円	22 年 4 月から 年 月まで	1 箇月			
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号					1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額			計 円	※1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円以内のときの通勤手当の額は、上記通勤手当の額の合計額					
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき					56,200円 × [箇月]			円	年 月から 年 月まで	箇月				
特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等2分の1相当額の算出式	特別料金等2分の1相当額		1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		特別急行列車等の名称				回数券その他	定期券							
	1					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月				
								計	円					
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円 × [箇月]			円	年 月から 年 月まで	箇月				
決定事項	☒ 通勤手当の条項第1項 該当・非該当 ☐ 該当（ ☐ 通勤手当に関する規則第5条） ☐ 非該当 理由				手当額の決定 通勤手当の各項第2項 ☐ 第1号 ☒ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 地域手当の支給される地域 ☐ 再任用短時間勤務職員 （平均1箇月当たりの通勤所要回数 回） ☐ 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 通勤手当の条項 ☐ 第3項				校 長		教 頭		係	
									取扱者 認 印					
									通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 職・氏名 〇〇市立〇〇小学校長 ◇◇ ◇◇ 印					

記載例 12 [例は長期社会体験研修としているが、駐車場が勤務公署と離れている(遠い位置にある) 場合の 例として考える。]

- 1 届出記入の経路が最も経済的かつ合理的な経路であるか確認する。

地図での位置確認により、自宅から研修先までの一般に利用しうる最短経路の距離が自宅から駐車場までの距離より短いことが確認できる。

距離の短い自宅から研修先までの距離測定が行われていることを確認する。
- 2 通勤手当額及び支給単位期間の決定

自宅から研修先までの一般に利用しうる最短経路の距離で認定する。

自動車使用距離 4.8km に対する手当額 3,300 円 支給単位期間 1 ヶ月 として支給決定する。
- 3 支給始期の確認

事実発生年月日 (H22.10.1・月の初日) から 15 日以内 (H22.10.6) の受理であるので届出の月 (H22.10) からが支給始期となる。

この例で、15 日を超えて届出された場合は受理した月の翌月から (受理日が月の初日の場合はその月) が支給始期となるが、変更前の通勤手当受給額が 1 月あたり 3,300 円以上だった場合、支給始期は 10 月からとなる。

	事実発生日	学校受付日	支給始期
新規認定 増額改定	平成 22 年 10 月 1 日	平成 22 年 10 月 16 日	平成 22 年 10 月から
		平成 22 年 10 月 17 日	平成 22 年 11 月から
		平成 22 年 11 月 1 日	平成 22 年 11 月から
同額・減額改定	平成 22 年 10 月 1 日	平成 22 年 10 月 16 日	平成 22 年 10 月から
		平成 22 年 10 月 17 日	平成 22 年 10 月から

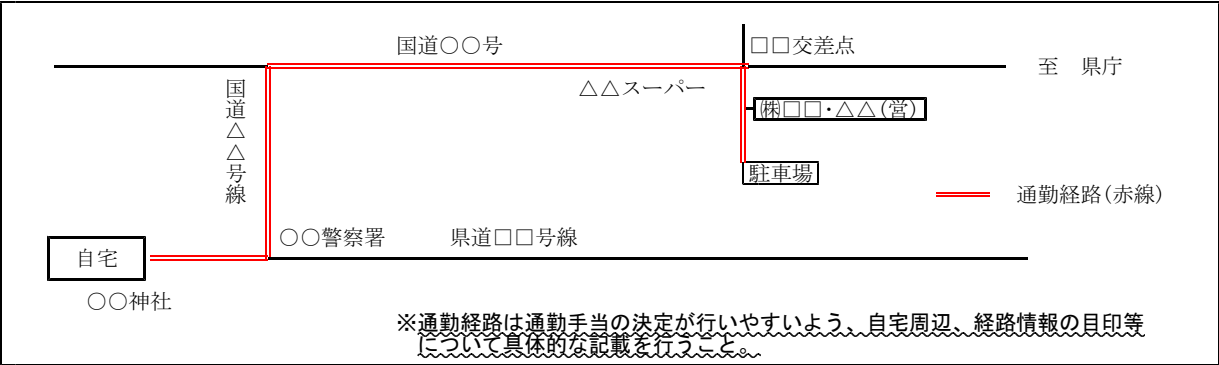
通 勤 届

〇〇市立〇〇小学校長様		勤務公署	〇〇市立〇〇小学校（株式会社〇〇・△△営業所）					
		所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇（〇〇郡〇〇町〇〇〇）					
住 居	〇〇市〇〇町〇〇ー〇		職員番号	〇〇〇〇〇〇	氏 名	〇〇 〇〇	印	印
通勤手当に関する規則第 3 条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。 （喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。）								
届出の理由（該当するものの□にレ印を付ける。） ☐ 1 新規（ ☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） ☐ 2 住居の変更 ☐ 3 通勤経路又は方法の変更 ☒ 4 運賃等の負担額の変更 ☒ 5 その他（長期社会体験研修）				☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある （該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。）				
				事実発生年月日		22 年 10 月 1 日		
				届出年月日		22 年 10 月 6 日		
				受理年月日		22 年 10 月 6 日		
□支給要件の喪失（上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。）				※所属で届出を受理した日を記入				
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考	
1 □	自動車	住 居 から（ 経由） 駐車場 まで	5 ・ 0 km	2 0 分		円		
2 □	徒 歩	駐車場 から（ 経由） △△営 まで	0 ・ 2 km	5 分		円		
3 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円		
4 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円		
5 □		から（ 経由） まで	・ km	分		円		
記入上の注意 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券（○箇月）、11枚つづり回数券等の別を記入する。 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（○箇月）の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券に 応ずる額を記入する。 4 住路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。 7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。						総通勤距離	5 ・ 2 km	
						総所要時間	2 5 分	

通勤手当の条項第 3 項の規定の適用を受ける職員（※特別急行列車等利用者は記入すること。）

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等						
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考	
1		住居から（ 経由） まで	・ km	分		
2		から（ 経由） まで	・ km	分		
3		から（ 経由） まで	・ km	分		
4		から（ 経由） まで	・ km	分		
5		から（ 経由） まで	・ km	分		
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。					総通勤距離	・ km
					総所要時間	分

通勤経路の略図（朱線で経路を示す。）



※通勤経路は通勤手当の決定が行いやすいよう、自宅周辺、経路情報の目印等について具体的な記載を行うこと。

注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

交通用具利用者の通勤距離測定表

私が、今回提出した通勤届に係る「交通用具の利用による通勤距離」の実測結果は下記のとおりです。

平成22年10月 6日

学 校 名 ○○市立○○小学校
職 名 ○○
氏 名 ○○ ○○

記

○通常の通勤経路（注1、2参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B)－(A)
		出発時点(A)	到着時点(B)	
平成22年10月○日(○)	往路・復路	3652	3702	5.0km
平成22年10月○日(○)	往路・復路	4034	4084	5.0km
平成 年 月 日()	往路・復路			. km
平成 年 月 日()	往路・復路			. km
平均距離				5.0km

○通常の通勤経路以外の最短経路（注3参照）（自宅～(株)□□・△△営業所）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B)－(A)
		出発時点(A)	到着時点(B)	
平成22年10月○日(○)	往路・復路	4416	4464	4.8km
平成22年10月○日(○)	往路・復路	4585	4633	4.8km
平成 年 月 日()	往路・復路			. km
平成 年 月 日()	往路・復路			. km
平均距離				4.8km

注 1. 往路、復路とも同一経路を通勤する場合は、往路及び復路それぞれを各1回計測し、その平均値を届出書に記載すること。
2. 往路と復路で通勤経路が異なる場合は、往路、復路についてそれぞれ2回の計測を行うこと

< 駐車場が勤務公署と離れている場合について >

- 自宅～駐車場① ≤ 自宅～勤務公署（最短経路距離）
①の距離で認定
- 自宅～駐車場② ≥ 自宅～勤務公署（最短経路距離）
②の距離のうち勤務公署までの距離を限度として認定

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	出発時点(A)	到着時点(B)	(B)－(A)
平成17年10月 3日(月)	往路・復路	1234	1456	22.2km

所への送
している
又は2に
もに、計
、通常
するもの

通 勤 手 当 決 定 （ 改 定 ） 書

記載例 1 2

所 属		〇〇市立〇〇小学校（株式会社□□）		職員番号	〇〇〇〇〇〇		氏 名	〇〇 〇〇						
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等					平均 1 箇月当たりの通勤所要回数					回				
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運 賃 等 相 当 額		1 箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		普通交通機関等の名称				回数券その他	定期券							
	1					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	3					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
	4					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
								計	円					
自動車等の額（通勤手当に関する規則第6条の2の額） （自動車等の使用距離 4 ・ 8 km）								3,300 円	3,300 円	22 年 10 月から 年 月まで	1 箇月			
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号					1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額			計 円	※1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200 円以内のときの通勤手当の額は、上記通勤手当の額の合計額					
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は 1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき					56,200円 × [箇月]			円	年 月から 年 月まで	箇月				
特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等 2 分の 1 相当額の算出式	特別料金等 2 分の 1 相当額		1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備 考		
		特別急行列車等の名称				回数券その他	定期券							
	1					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月				
								計	円					
1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円 × [箇月]			円	年 月から 年 月まで	箇月				
決定事項	☒ 通勤手当の条項第1項 該当・非該当 ☐ 該当（□通勤手当に関する規則第5条） ☐ 非該当 理由				手当額の決定 通勤手当の各項第2項 ☐ 第1号 ☒ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 地域手当の支給される地域 ☐ 再任用短時間勤務職員 （平均 1 箇月当たりの通勤所要回数 回） ☐ 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 通勤手当の条項 ☐ 第3項				校 長		教 頭		係	
									取扱者 認 印					
									通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 職・氏名 〇〇市立〇〇小学校長 ◇◇ ◇◇ 印					

記載例 13（往路と帰路が異なる場合）

- 1 届出記入の経路が最も経済的かつ合理的な経路であるか確認する。
- 一部一方通行の経路があり往路と帰路が同一の通勤経路となっていないので、地図での位置・道路情報確認等により正当な事由に該当するかどうかの確認をする。
- 2 通勤手当額及び支給単位期間の決定
- 往復の平均距離で認定を行う。
- 自動車使用距離 10.6km に対する手当額 8,000 円 支給単位期間 1 ヶ月 と
して支給決定する。
- 3 支給始期の確認
- 事実発生年月日（H22.4.1・月の初日）から 15 日以内（H22.4.7）の受理であるので
届出の月（H22.4）からが支給始期となる。
- この例で、15 日を超えて届出された場合は受理した月の翌月から（受理日が月の初
日の場合はその月）が支給始期となるが、変更前の通勤手当受給額が 1 月あたり 8,000
円以上だった場合、支給始期は 4 月からとなる。

	事実発生日	学校受付日	支給始期
新規認定 増額改定	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月から
		平成 22 年 4 月 17 日	平成 22 年 5 月から
		平成 22 年 5 月 1 日	平成 22 年 5 月から
同額・減額改定	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月から
		平成 22 年 4 月 17 日	平成 22 年 4 月から

〇〇市立〇〇中学校長 様				勤務公署		〇〇市立〇〇中学校			
				所 在 地		〇〇市〇〇町〇〇〇			
住 居		〇〇市〇〇町〇〇一〇			職員番号	〇〇〇〇〇〇	氏 名	〇〇 〇〇	印

通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。
 (喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。)

届出の理由 (該当するものの□にレ印を付ける。)
☐ 1 新規 (異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
☒ 2 住居の変更
☒ 3 通勤経路又は方法の変更
☐ 4 運賃等の負担額の変更
☐ 5 その他 ()

☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある
 (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。)

事実発生日	22 年	4 月	1 日
届出年月日	22 年	4 月	7 日
受理年月日	22 年	4 月	7 日

☐ 支給要件の喪失 (上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。)
 通勤経路及び方法等

※所属で届出を受理した日を記入

順路	通勤方法 の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の 種類	左欄の乗車 券等の額	備 考
1 ☐	自動車	住 居 から (経由) 〇〇中 ままで	10・6 km	4 0 分		円	学校前一方通行
2 ☐		から (経由) ままで	・ km	分		円	
3 ☐		から (経由) ままで	・ km	分		円	
4 ☐		から (経由) ままで	・ km	分		円	
5 ☐		から (経由) ままで	・ km	分		円	

記入上の注意
 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。
 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券 (〇箇月)、11枚つづり回数券等の別を記入する。
 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券 (〇箇月) の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券に
 応ずる額を記入する。
 4 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
 5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。
 6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。
 7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、イン
 ターチェンジの名称を記入する。

総通勤距離	10・6 km
総所要時間	4 0 分

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等						
順路	通勤方法 の別	区 間	距 離	所要時間	備 考	
1		住居から (経由) まで	・ km	分		
2		から (経由) まで	・ km	分		
3		から (経由) まで	・ km	分		
4		から (経由) まで	・ km	分		
5		から (経由) まで	・ km	分		
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。					総通勤距離	・ km
					総所要時間	分

△△神社
自宅
〇〇警察署
市道△△号線
□□分岐
国道〇〇号線
バス停
帰路10.5km
↑往路10.8km
〇〇中
至〇〇
通勤経路(赤線)

※通勤経路は通勤手当の決定が行いやすいよう、自宅周辺、経路情報の目印等について具体的な記載を行うこと。

注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

交通用具利用者の通勤距離測定表

私が、今回提出した通勤届に係る「交通用具の利用による通勤距離」の実測結果は下記のとおりです。

平成22年 4月 7日

学 校 名 ○○市立○○中学校

職 名 ○○

氏 名 ○○ ○○

記

○通常の通勤経路（注1、2参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) - (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成22年4月○日（○）	往路・復路	3 6 5 2	3 7 6 0	1 0 . 8 km
平成22年4月○日（○）	往路・復路	3 7 6 2	3 8 6 7	1 0 . 5 km
平成22年4月○日（○）	往路・復路	3 8 6 7	3 9 7 5	1 0 . 8 km
平成22年4月○日（○）	往路・復路	4 5 4 0	4 6 4 5	1 0 . 5 km
平均距離				1 0 . 6 km

○通常の通勤経路以外の最短経路（注3参照）

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) - (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成 年 月 日（ ）	往路・復路			. km
平成 年 月 日（ ）	往路・復路			. km
平成 年 月 日（ ）	往路・復路			. km
平成 年 月 日（ ）	往路・復路			. km
平均距離				. km

注 1. 往路、復路とも同一経路を通勤する場合は、往路及び復路それぞれを各1回計測し、その平均値を届出書に記載すること。

2. 往路と復路で通勤経路が異なる場合は、往路、復路についてそれぞれ2回の計測を行うこと。

3. 通常利用する経路以外に一般に利用しうる最短と思われる経路がある場合（保育所への送り

迎いの都合で迂回経路を通勤する場合、混雑を避けるために国道のバイパスを通勤しているが元の国道の方が距離的には近い場合・・・など）には、その経路についても、上記1又は2により計測を行い、届出書の「通勤経路の略図欄」に当該経路を青線で表示するとともに、計測結果を書き添えること。

4. 測定は、トリップメーター（表示距離を0にリセットすることができるメーターで、通常百メートル単位まで表示される。）を利用し、測定結果を百メートル単位まで記入するものとする。（出発時点で0にリセットしたうえで測定しても良い。）

5. 測定結果は、次のように記入すること。

測定年月日（曜日）	往路・復路 の別	トリップメーターの表示距離		通勤距離 (B) - (A)
		出発時点 (A)	到着時点 (B)	
平成17年10月 3日（月）	往路・復路	1 2 3 4	1 4 5 6	2 2 . 2 km

通 勤 手 当 決 定 （ 改 定 ） 書

記載例 1 3

所 属		〇〇市立〇〇中学校		職員番号	〇〇〇〇〇〇		氏 名	〇〇 〇〇					
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等					平均 1 箇月当たりの通勤所要回数					回			
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運 賃 等 相 当 額		1 箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備 考	
		普通交通機関等の名称				回数券その他	定期券						
	1					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月		
	2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月		
	3					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月		
	4					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月		
								計	円				
自動車等の額（通勤手当に関する規則第6条の2の額） （自動車等の使用距離 1 0 ・ 6 km）								8,000 円	8, 0 0 0 円	2 2 年 4 月から 年 月まで	1 箇月		
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号					1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額			計 円	※1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200円以内のときの通勤手当の額は、上記通勤手当の額の合計額				
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき					56,200円 × [箇月]			円	年 月から 年 月まで	箇月			
特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等2分の1相当額の算出式	特別料金等2分の1相当額		1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備 考	
		特別急行列車等の名称				回数券その他	定期券						
	1					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月		
2					円	(円 箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	箇月			
								計	円				
1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円 × [箇月]			円	年 月から 年 月まで	箇月			
決定事項	☒ 通勤手当の条項第1項 該当・非該当 ☐ 該当（ ☐ 通勤手当に関する規則第5条） ☐ 非該当 理由				手当額の決定 通勤手当の各項第2項 ☐ 第1号 ☒ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 地域手当の支給される地域 ☐ 再任用短時間勤務職員 (平均1 箇月当たりの通勤所要回数 回) ☐ 規則第6条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 通勤手当の条項 ☐ 第3項				校 長		教 頭		係
									取 扱 者				
									認 印				
								通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 職・氏名 〇〇市立〇〇中学校長 ◇◇ ◇◇ 印					

車 種 区 分 表

車種区分	自 動 車 の 種 類
軽自動車等	・ 軽自動車 ・ 二輪自動車(側車付きを含む)
普 通 車	・ 小型自動車(二輪自動車及び側車付き二輪自動車を除く) ・ 普通乗用自動車 ・ トレーラ(けん引軽自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両)
中 型 車	・ 普通貨物自動車(車両総重量8t未満かつ最大積載量5t未満で3車軸以下のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラー用トラクターで2車軸のもの) ・ マイクロバス(乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8t未満のもの) ・ トレーラ(けん引軽自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両及びけん引普通車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両)